## <ナント>DC個人型プラン

## 確定拠出年金

# 運用商品ガイド

#### <確定拠出年金の運用商品に関するお取扱い>

- ◎運用の方法の情報提供は、確定拠出年金運営管理機関として行います。
- ◎特定の運用の方法の推奨は、禁止されています。

株式会社南都銀行

東京海上日動火災保険株式会社

### 本資料のご利用にあたって

本資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令の規定に基づき、運営管理機関として、加入者の皆様が運用の指図を行うために必要な情報を提供するものです。商品提供会社または運用会社から提供された最新の情報に基づいて作成していますが、その正確性、安全性などについて運営管理機関が保証するものではありません。また、今後内容については変更される場合があります。

投資信託商品が繰上償還される場合には、概ね償還の一カ月前までに償還期日、償還の理由、その他の運用商品に預け替える場合の手続き等をご案内します。

本資料掲載の運用商品に関する実績データ等は、随時更新しています。運用の方法の詳細、および最新の実績データ等は、東京海上日動確定拠出年金ホームページにてご確認ください。

### ご注意点

事務手続き上の理由で資産を取崩す場合、投資信託商品等の価格変動を見越し、本来売却すべき口数よりも多めに資産を取崩した後、差額を再買付します。

一覧表に記載している「売却順」は、この際に資産を取崩す順です。

ご加入者の場合、再買付は、掛金の運用割合を適用して行います。運用指図者の場合、過去に掛金拠出があるときは直近の掛金に対する運用割合を適用して行います。過去に掛金拠出がないときは「未指図商品」を買い付けます。

詳細は、東京海上日動確定拠出年金コールセンターまでお問合せください。

#### 東京海上日動確定拠出年金コールセンター

<u> フリーダイヤル: 0 1 2 0 - 7 1 9 - 4 0 1</u>

受付時間:平日午前9時~午後8時、土日午前9時~午後5時(祝日・振替休日・年末年始はお休みさせていただきます。)

00000089 2020.10改定

### 運用商品の選定理由

東京海上日動では専門的知見に基づき、過去の運用実績・格付け等の指標に基づく定量評価や運用商品の取扱機関、運用会社の経営健全性・リスク管理体制等の定性評価(高度な専門性を有する第三者評価機関の分析レポートも利用)、運用商品の組成に要する費用等を総合的に勘案し、加入者・運用指図者の皆様が適切な運用商品を選択できるよう本プランの運用商品ラインアップ(個々の運用商品および全体の構成)を選定しております。

#### <全体構成の考え方>

- ・伝統的なカテゴリー分類(国内債券、国内株式、外国債券、外国株式)をベースとして、リスク・リターン特性の異なる複数の投資信託商品をバランス良く選択肢に用意しています。
- ・複数の資産に分散投資することで効率的な運用が期待できるバランスファンドを選択肢に用意しています。
- ・安全性の高い元本確保型の運用商品を選択肢に用意しています。

### 指定運用方法とは

iDeCoにご加入されるお客様には、原則としてお客様ご自身で運用の方法(運用商品)を選択のうえ「個人型年金加入申出書」等の書類にて運用割合を指定いただきますが、特段の指定がなされない場合には、お客様が運用指図をしたものとみなし、一定期間経過後に予め決められた運用方法(一覧表の「指定運用方法欄」に「◎印」がある商品)を購入します。

これを「指定運用方法といいます。「◎印」がない場合は、指定運用方法が設定されていません。

## ◆確定拠出年金 運用商品一覧

## <ナント>DC個人型プラン

00000089

## 投資信託商品

区分	商品 コード	売却順	商品名	商品選定理由	指定 運用方法
<b>バランス</b> パッシブ	01606	14	三菱UFJプライムバランス(8資産)(確定拠出 年金)	日本を含む世界各国の株式、公社債および不動産投資信託証券に分 散投資します。中長期的な成長が期待できるバランスファンドとして選定 しました。	
バランス アクティブ	01650	15	野村DC運用戦略ファンド	内外の株式、債券、不動産投資信託、為替予約取引等を主要取引 対象とします。リスク水準を一定範囲内程度に抑えつつ効率的に収益を 獲得できるファンドとして選定しました。	
バランス アクティブ	01652	16	D C ニッセイ安定収益追求 ファンド	円金利資産(国内債券および外国債券(為替ヘッジあり))を主要 投資対象とします。資産配分比率の調整により、金利収入等の安定した収益を追求するファンドとして選定しました。	
バランス アクティブ	02053	17	東京海上ターゲット・イヤー・ ファンド2035	ターゲットイヤー(退職時期)に向けて、年齢に応じたリスク調整を行う 投資信託です。初心者にも受け入れ易いこと、相対的に信託報酬が低いことから選定しました。	
<b>バランス</b> アクティブ	02054	18	東京海上ターゲット・イヤー・ ファンド 2 0 4 5	ターゲットイヤー(退職時期)に向けて、年齢に応じたリスク調整を行う 投資信託です。初心者にも受け入れ易いこと、相対的に信託報酬が低いことから選定しました。	
バランス アクティブ	02055	19	東京海上ターゲット・イヤー・ ファンド 2 0 5 5	ターゲットイヤー(退職時期)に向けて、年齢に応じたリスク調整を行う 投資信託です。初心者にも受け入れ易いこと、相対的に信託報酬が低いことから選定しました。	
バランス アクティブ	02056	20	東京海上ターゲット・イヤー・ ファンド 2 0 6 5	ターゲットイヤー(退職時期)に向けて、年齢に応じたリスク調整を行う 投資信託です。初心者にも受け入れ易いこと、相対的に信託報酬が低いことから選定しました。	
バランス アクティブ	00054	21	東京海上セレクション・バラン ス30	主として国内外の複数の資産(内外の株式・債券、短期金融資産)に分散投資します。安定性に成長性を加味し、中長期的な資産の成長を目指すファンドとして選定しました。	
バランス アクティブ	00053	22	東京海上セレクション・バラン ス50	主として国内外の複数の資産(内外の株式・債券、短期金融資産)に分散投資します。安定性と成長性をバランスさせ、中長期的な資産の成長を目指すファンドとして選定しました。	
バランス アクティブ	00057	23	東京海上セレクション・バラン ス70	主として国内外の複数の資産(内外の株式・債券、短期金融資産)に分散投資します。成長性を重視し、中長期的な資産の成長を目指すファンドとして選定しました。	
バランス アクティブ	01535	24	東京海上・円資産バランス ファンド(年1回決算型)	国内の複数の資産(債券、株式、不動産投資信託)に分散投資します。リスクを抑制しながら、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保が期待できるファンドとして選定しました。	
国内株式パッシブ	01649	6	D C・ダイワ・ストックインデックス 2 2 5 (確定拠出年金専用ファンド)	日経平均株価(日経225)をベンチマークとしたインデックスファンドです。ベンチマークの分かり易さから選定しました。	
国内株式パッシブ	00052	7	東京海上セレクション・日本 株TOPIX	主に東京証券取引所第一部に上場されている銘柄を中心に投資します。ベンチマークに連動する投資成果を目標とするインデックスファンドとして選定しました。	
国内株式アクティブ	00056	8	東京海上セレクション・日本 株式	主に日本法人の株式に投資します。ベンチマークを上回る投資成果を目標とするアクティブファンドです。中長期的な資産の成長が期待できるファンドとして選定しました。	
外国株式パッシブ	01648	9	e M A X I S新興国株式インデックス	新興国の株式を実質的な投資対象とします。外貨建資産については、 為替ヘッジを行いません。ベンチマークに連動する投資成果を目指して運 用するファンドとして選定しました。	

## ◆確定拠出年金 運用商品一覧

## <ナント>DC個人型プラン

00000089

## 投資信託商品

区分	商品 コード	売却順	商品名	商品選定理由	指定 運用方法
外国株式パッシブ	01284	10	東京海上セレクション・外国 株式インデックス	主に外国株式に投資します。ベンチマークに連動する投資成果の達成を 目標とするインデックスファンドです。中長期的な成長が期待できるファンド として選定しました。	
外国株式アクティブ	01604	11	大和住銀DC海外株式ア クティブファンド	海外株式に分散投資します。リスクの低減とグローバルな企業への投資機会の獲得により、中長期的にベンチマークを上回る収益が期待できるファンドとして選定しました。	
国内債券パッシブ	01647	2	D C ニッセイ国内債券イン デックス	日本の公社債を実質的な主要投資対象とします。ベンチマークの動きに 連動する投資成果を目指して運用するファンドです。安定的な収益確保 が期待できるファンドとして選定しました。	
外国債券パッシブ	01653	3	e M A X I S新興国債券インデックス	新興国の公社債を実質的な投資対象とします。外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。ベンチマークに連動する投資成果を目指して運用するファンドとして選定しました。	
外国債券パッシブ	01283	4	東京海上セレクション・外国 債券インデックス	主に外国債券に投資します。ベンチマークに連動する投資成果の達成を 目標とするインデックスファンドです。中長期的に安定成長が期待できる ファンドとして選定しました。	
外国債券アクティブ	00050	5	東京海上セレクション・外国 債券	主に外国債券に投資します。ベンチマークを上回る投資成果の達成を目標とします。中長期的な安定成長が期待できるファンドとして選定しました。	
R E I T パッシブ	01560	12	野村世界REITインデックスファンド(確定拠出年金向け)	世界各国の不動産投資信託証券を実質的な投資対象とします。ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指して運用するファンドとして選定しました。	
R E I T アクティブ	01651	13	野村J-REITファンド (確定拠出年金向け)	個別銘柄の流動性、収益性・成長性等を勘案して選定したJ-REITに分散投資を行ない、高水準の配当収益の獲得と中長期的な値上がり益を目指すファンドとして選定しました。	

## 元本確保型商品

区分	商品 コード	売却順	商品名	商品選定理由	指定 運用方法
預金 ————————————————————————————————————	01646	1	スーパー定期1年	満期時の元本と利息の支払いが保証されている元本確保型商品です。 預金保険制度の対象でもあり、安全性の高い商品として選定しました。	

<sup>※</sup>運用商品に関する詳細については次ページ以降をご覧ください。

※売却順については表紙裏面の「ご注意点」をご確認ください。

\*\* 24

### 三菱UFJ プライムバランス(8資産)(確定拠出年金)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合/インデックス型

#### 本商品は元本確保型の商品ではありません

#### 1.投資方針

【ファンドの目的】

日本を含む世界各国の株式、公社債および不動産投資信託証券 を実質的な主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した 収益の確保のため各資産の指数を独自に合成した指数をベンチ マークとし、当該ベンチマークに連動する投資成果をめざします。 【ファンドの特色】

こをUFJトピックスインデックスマザーファンド、三菱UFJ外国株式マザーファンド、新興国株式インデックスマザーファンド、三菱UFJ外国債券マザーファンド、三菱UFJ外国債券マザーファンド、新興国債券インデックスマザーファンド、東証REIT指数マザーファンドおよびMUAMG-REITマザーファンドを主要投資対象

とします。 各マザーファンド等を通じて、東証株価指数(TOPIX)(配当込 み)16%、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース) 20%、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円 換算ベース)4%、NOMURA-BPI総合42%、FTSE世界国債 インデックス(除く日本、円ベース)5%、JPモルガンGBI-EMグ ローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)4%、東証REIT指数 (配当込み)3%、S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当 込み、円換算ベース)3%および短期金融資産(有担保コール(翌 日物))3%の比率配分として組み合わせた合成ベンチマークに連 動する成果をめざして運用を行います。 三菱UFJ トピックスインデックスマザーファンド16%、三菱UFJ 外

国株式マザーファンド20%、新興国株式インデックスマザーファンド4%、三菱UFJ 国内債券マザーファンド42%、三菱UFJ 外国債 券マザーファンド5%、新興国債券インデックスマザーファンド4%、 東証REIT指数マザーファンド3%、MUAM G-REITマザー ファンド3%、短期金融資産3%の比率配分として基準ポートフォリ オを構築します。

基準ポートフォリオは原則として年1回見直し(確認)※を行うこととし ます

※経済環境などの大きな変化がなければ、原則として資産配分を 変更することなく運用を行います。

各マザーファンドの運用目標は以下の通りです。

	主要投資対象	運用目標	
三菱UFJ トピックス インデックスマザーファンド	国内株式	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に連動する投資成果 をめざして運用を行います。	
三菱UFJ 外国株式 マザーファンド	先進国株式	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)に 連動する投資成果をめざして運用を行います。	
新興国株式インデックス マザーファンド	新興国株式	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円 換算ベース)と連動した投資成果をめざして運用を行います。	
三菱UFJ 国内債券 マザーファンド	国内债券	NOMURA-BPI総合に連動する投資成果をめざして運 用を行います。	
三菱UFJ 外国債券 マザーファンド	先進国債券	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。	
新興国債券インデックス マザーファンド	新興国債券	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ペース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。	
東証REIT指数 マザーファンド	国内不動産 投資信託証券	東証REIT指数(配当込み)と連動する投資成果をめざして 運用を行います。	
MUAM G-REIT マザーファンド	先進国不動産 投資信託証券	S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み、円換 算ベース)に連動する投資成果をめざして、運用を行います。	

原則として、為替ヘッジを行いません

為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合 があります。

#### 2.主要投資対象

株式、公社債および不動産投資信託証券へ実質的に投資を行います。

#### 3.主な投資制限

- ・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の60%以下と します。
  ・同一銘柄の株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。 ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。
- その他の投資制限もあります。

#### 4.ベンチマーク

各資産の指数を基準ポートフォリオの比率で組み合わせた合成 ベンチマーク

### 5.信託設定日

2012年2月15日

#### 6.信託期間

無期限

#### 7.償還条項

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続 きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることがで きます。(任意償還)

・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合

・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会 社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償 環させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を 監督官庁に届け出ます。

#### 8.決算日

毎年5月20日(休業日の場合は翌営業日)

#### 9.信託報酬

信託財産の純資産総額×**年率0.352%(税抜 年率0.32%)** 

内訳(税抜):

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.165%	年率0.115%	年率0.04%

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

ファンドは実質的に上場投資信託(リート)を投資対象としており 上場投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場投 資信託の費用は表示しておりません。

#### 10.信託報酬以外のコスト

・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、新興国株式インデックスマザーファンド、新興国債券インデックスマザーファンド、東証REIT指数マザーファンドおよびMUAM GーREITマザーファンドの解約に伴う信託財産留保額、受託会社の立替え た立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに 関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。 ・信託財産に係る監査費用(消費税等相当額を含みます。))は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号) 第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連 政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであ り、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為 替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の 運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

### 三菱UFJ プライムバランス(8資産)(確定拠出年金)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合/インデックス型

#### 本商品は元本確保型の商品ではありません

・信託財産(投資している投資信託を含みます。)の組入有価証券 の売買の際に発生する売買委託手数料等(消費税等相当額を含 みます。)、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨 建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するも のとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を 記載することはできません。

(注)手数料等については、保有金額または保有期間等により異な るため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

#### 11.購入単位

1円以上1円単位

#### 12.購入価額

ご購入約定日の基準価額

#### 13.購入時手数料

ありません。

#### 14.換金価額

ご売却約定日の基準価額

#### 15.信託財産留保額

ありません。

#### 16.収益分配

毎決算時に分配金額を決定します

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して 決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行 わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則と して分配を抑制する方針とします。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するもので はありません。

収益分配金は、原則として再投資されます。

#### 17.お申込不可日等

次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。

- ・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行の休業日

・ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止 その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危 機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、 自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による 市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、購入・ 換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・ 挽金のお申込みの受付を取消すことがあります。また、確定拠 出年金制度上、購入・換金のお申込みができない場合があります ので運営管理機関にお問い合わせください。

#### 18.課税関係

確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

#### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落す る場合があります。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### 20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯 金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

### 21.持分の計算方法

基準価額×保有口数

(注)基準価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

#### 22.委託会社

三菱UFJ国際投信株式会社 (ファンドの運用の指図等を行います。)

E菱UFI信託銀行株式会社

(ファンドの財産の保管・管理等を行います。)

(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

#### 24.基準価額の主な変動要因等

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による 影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて 投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、 基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。 投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資 のご判断を行っていただく必要があります。

#### ①価格変動リスク

・般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況 等を反映して変動し、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変 動し、また、不動産投資信託証券の価格は保有不動産等の価値やそ こから得られる収益の増減等により変動するため、当ファンドはその影 響を受け株式や公社債、不動産投資信託証券の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことが

保有不動産等の価値は、不動産市況、社会情勢等のマクロ的な要因 の他、不動産の質や収益増減等の個別の要因によって変動しますが、災害等による保有不動産の滅失、劣化または毀損があった場合には、 その影響を大きく受けることがあります。なお、保有不動産等から得られる収益は、賃料水準、稼働率、借入金利等の要因により変動します。 また、不動産投資信託証券は、株式と同様に上場市場で取引が行わ れ市場の需給を受けて価格が決定しますが、利回りに着目して取引さ れる傾向もあるため、公社債と同様に、金利の影響を受けることがあります。よって、金利の上昇局面では、不動産投資信託証券に対する 投資価値が相対的に低下し、不動産投資信託証券の市場価格が下落する場合があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### ②為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の株式や公社債、不動産投資信 託証券は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、 為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割 り込むことがあります。

#### ③信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する 外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用 リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を 被り、投資元本を割り込むことがあります。

(次ページに続きます。)

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号) 第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連 政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであ り、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為 替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の 運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

### 三菱UFJ プライムバランス(8資産)(確定拠出年金)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合/インデックス型

#### 本商品は元本確保型の商品ではありません

#### ④流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要 や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を 行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、 当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式や公 社債、不動産投資信託証券の売却を十分な流動性の下で行えないと きは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。 この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むこと があります

また、不動産投資信託証券は、株式と比べ市場規模が小さく、また、 般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

#### ⑤カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を 受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが 大きくなる可能性があります。この場合、基準価額の下落により損 失を被り、投資元本を割り込む可能性が高まることがあります。

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定

(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。 ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益 の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入 後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資

産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のべ ビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じ た場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。

- ・当ファンドは、合成ベンチマークの動きに連動することをめざして運 用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、指 数先物取引と指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、指数を構成する銘柄が変更に なること、為替の評価による影響等の要因によりカイ離を生じることが
- ・不動産投資信託証券および不動産投資信託証券が保有する不動 産に係る法律、税制、会計などの制度変更が、不動産投資信託証券の価格や配当率に影響を及ぼすことがあります。不動産投資信託証 券の投資口数が増加する場合、1口当たりの不動産投資信託証券の 収益性が低下することがあります。

#### 【指数について】

- ・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、東京証券取引所第一部 に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが 国の株式市場全体の値動きを表す株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東 京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPI Xの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使 用の停止を行う権利を有しています。
- ・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した
- 株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。 MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCIコ クサイ・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに、委託会社が 計算したものです

また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権およびその他知的 財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算べー ス)は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ド ルベース)をもとに、委託会社が計算したものです

また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権お よびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

・NOMURA-BPI総合とは、野村證券株式会社が発表しているわ が国の代表的な債券パフォーマンスインデックスです。当該指数の 知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同 社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品 性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用さ れるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債 の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックス です。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、 本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。 インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、また データの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。 ンデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

・JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モル ガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、 現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。 現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規 模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)とは、J.P.モ ルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表しているJPモル ガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ドルベース)をもとに、 委託会社が計算したものです。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

・東証REIT指数(配当込み)とは、東京証券取引所に上場している 不動産投資信託全銘柄を対象として算出した東証REIT指数に、分配金支払いによる権利落ちの修正を加えた指数です。

東証REIT指数の商標に関する著作権、知的所有権、その他一切の 権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は東 証REIT指数の内容の変更、公表の停止または商標の変更もしくは 使用の停止を行う権利を有しています。東京証券取引所は東証REI T指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対して、 責任を負いません。

・S&P先進国REITインデックスとは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデッ クスLLCが有するS&Pグローバル株価指数の採用銘柄の中から、不 動産投資信託(REIT)および同様の制度に基づく銘柄の浮動株修 正時価総額に基づいて算出される指数です

S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み、円換算べー ス)は、S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み)をもとに、 委託会社が計算したものです。

S&P先進国REITインデックスはS&P Dow Jones Indices LLC (「SPDJI」)の商品であり、これを利用するライセンスが三菱UFJ国際 投信株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P® はStandard & Poor's Financial Services LLC(「S&P」)の登録商標で Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登 録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが三菱UFJ国際投信株式会社 にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&P またはそれぞれの関連会社によってスポンサー、保証、販売、または 販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる 商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P先進 国REITインデックスの誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号) 第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連 政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであ り、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為 替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の 運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

### 野村DC運用戦略ファンド(愛称:ネクスト10)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資產複合

#### 本商品は元本確保型の商品ではありません

#### 1.投資方針

運用にあたっては、世界の様々な指標の動きを計量的なアプローチを用いて分析し、リスク水準※を一定範囲内程度に抑えつつ効率的に収益を獲得することを目指して、各マザーファンドへの投資比率および為替予約取引等のポジションを決定します。各マザーファンドへの投資比率および為替予約取引等のポジションは適宜見直しを行ないます。一部のマザーファンドへの投資比率がざったないます。

ます。※リスク水準とは、推定されるボートフォリオの価格の変動の大きさのことです。ファンドでは推定される基準価額の「振れ幅」(上下変動の程度)を表しています。リスク水準の調整にあたっては、基準価額の目標変動リスク値を、当面年率5%程度以下になるとき目指して、リスク水準の異なる資産の配分比率や実質的な外貨のエクスポージャーを変更します。基準価額の変動の方向は、上昇することも下落することもあり得ます。変動リスクの大きさは、必ずしもファンドの運用成績の良さを意味するものではありません。実際の運用成績に、マイナスとなる可能性があります。

#### 2.主要投資対象

国内および外国(新興国を含む)の株式、国内および外国(新興国を含む)の公社債、国内および外国の不動産投資信託証券(REIT)を実質的な主要投資対象※とし、為替予約取引等を主要取引対象とします。※「実質的な主要投資対象」とは、「国内株式マザーファンド」、「阿内債券マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「海外REITインデックスマザーファンド」、「海外REITインデックスマザーファンド」、「海外REITインデックスマザーファンド」、「海外REITインデッカスマザーファンド」、「海外REITインデックスマザーファンド」、「海外REITインデッカスマザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

#### 3.主な投資制限

- ・株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。 (以下の投資制限を設けます)
- ・実質的な内外の株式およびREITへの投資比率は純資産総額の50%以内・実質的な外貨のエクスポージャーは純資産総額の50%以内・為替予約取引等の利用については、外貨建資産の為替変動リスクを回避する目的(ヘッジ目的。代替ヘッジを含みます。)のほか、効率的に収益を獲得する目的(ヘッジ目的外)で活用

### 4.ベンチマーク

ありません

#### 5.信託設定日

2012年2月28日

#### |6.信託期間

無期限

#### 7.償還条項

信託期間中において、やむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、当該信託を終 了させる場合があります。

#### 8.決算日

原則、毎年2月17日(休業日の場合は翌営業日)。

#### 9.信託報酬

純資産総額に年0.88%(税抜年0.80%)以内の率を 乗じて得た額

2020年5月12日現在 年0.88%(税抜年0.80%) 内訳(税抜):委託会社 0.40%、販売会社 0.35%、 受託会社 0.05%

### 10.信託報酬以外のコスト

- ・ファンドにおいて一部解約に伴なう支払資金の手当て等を目的 として資金借入れの指図を行なった場合の、当該借入金の利息 ・ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および 受託者の立替えた立替金の利息
- ・ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用
- ・有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用
- ・ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等 相当額
- ※これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

#### 11.お申込単位

1円以上1円単位

#### 12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

#### 13.お申込手数料

ありません。

#### |14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

#### 15.信託財産留保額

ありません。

#### 16.収益分配

原則、毎年2月17日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。 分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。委託 会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金 の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

### 野村DC運用戦略ファンド(愛称:ネクスト10)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資產複合

#### 本商品は元本確保型の商品ではありません

#### 17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の 停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者 の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を 中止等する場合があります。また、確定拠出年金制 度上、取得申込・解約請求ができない場合がありま すので、運営管理機関にお問い合わせください。

#### |18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

#### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等に より、下落する場合があります。したがって、購入者の みなさまの投資元本が保証されているものではなく、 基準価額の下落により、損失を被ることがあります。ま た、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入 者のみなさまに帰属します。

#### 20.セーフティーネットの有無

投資信託は預金保険の対象ではありません。投資信 託は保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対 象ではありません。

#### |21.持分の計算方法

基準価額×保有口数

注:基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で 除してください。

#### 22.委託会社

野村アセットマネジメント株式会社 (ファンドの運用の指図を行ないます。)

#### 23.受託会社

野村信託銀行株式会社

(ファンドの財産の保管および管理を行ないます。)

#### 24.基準価額の主な変動要因等

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の 値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益 はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、ファ ンドにおいて、投資者のみなさまの投資元金は保証されて いるものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投 資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯 金と異なります。

### 24.基準価額の主な変動要因等

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受 けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動 は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[REIT の価格変動リスク]

REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場 の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を 行ないますので、これらの影響を受けます。 [債券価格変動リスク]

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動しま す。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受 けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格 の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。 [為替変動リスク]

ファンドは、為替変動リスクの低減を図る目的(ヘッジ目的)のほか、効率 的に収益を追求する目的(ヘッジ目的外)で為替予約取引等を活用しま すので、為替変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象 に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低 い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以 上に大きいものになることも想定されます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

≪その他の留意点≫

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(い
- ・ わゆるクーリング・オフ)の適用はありません。 ●資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場 合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ●ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払い や償還金の支払いが滞る可能性があります
- ●有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手 方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ●投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変 動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響 を及ぼす場合があります
- ●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収 益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。し たがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンド の収益率を示唆するものではありません。投資者の個別元本(追加型投 資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額 の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があ ります。分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払わ れますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとな り、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があっ た場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決 算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになりま す。

<sup>■</sup>当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係 る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではあ りません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変 動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属しま す。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全 性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

### DC二ッセイ安定収益追求ファンド 愛称:みらいのミカタ

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

#### 1. 投資方針

- (1) 主として、ニッセイ安定収益追求マザーファンドを通じて、実質的に国内外の株式・公社債に分散して投資を行い、中長期的に安定した収益の確保をめざします。なお、ニッセイクレジットキャリーマザーファンドを通じて、実質的に国内外の社債等に投資を行うことがあります。
- (2)国内外の株式・公社債への資産配分は、市況動向に応じて変更を行います。
- (3) 実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを活用し為替変動リスクの 抑制を図ります。なお、実質組入外貨建資産の外貨のエクスポージャーは、 市場環境およびリスク水準等に応じて変更を行いますが、原則として、信託 財産の純資産総額の30%以下とします。
- (4) 安定的な収益確保のため、金利スワップ取引、債券先物取引および株価 指数先物取引等のデリバティブ取引を実質的に活用する場合があります。
- (5) 上記マザーファンドの組入比率は、原則として高位に保ちます。
- (6)資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### 2. 主要投資対象

ニッセイ安定収益追求マザーファンド

なお、ニッセイクレジットキャリーマザーファンドおよび直接株式・公社債 等に投資を行う場合があります。

#### 3. 主な投資制限

- (1)株式等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- (2)投資信託証券(マザーファンドおよび上場投資信託証券等を除きます) への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (3)外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- (4) デリバティブ取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。

#### 4. ベンチマーク

ありません。

#### 5. 信託設定日

2013年2月15日

#### 6. 信託期間

無期限

#### 7. 償還条項

委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意の うえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場 合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- (1)この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
- (2)やむを得ない事情が発生したとき

#### 8. 決算日

毎年12月24日(ただし休業日の場合は翌営業日)

#### 9. 信託報酬

純資産総額に対して年率0.715%(税抜0.65%)をかけた額

内訳(税抜):

委託会社 年率0.30% 受託会社 年率0.05% 販売会社 年率0.30%

#### 10. 信託報酬以外のコスト

監査費用、組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。また、ファンドが「ニッセイクレジットキャリーマザーファンド」を購入あるいは換金する際には、信託財産留保額(※)をファンドからご負担いただきます。

(※)ニッセイクレジットキャリーマザーファンドの基準価額に0.05%をかけた額。

#### 11. お申込単位

1円以上1円単位

#### 12. お申込価額

ご購入約定日の基準価額

#### |13. お申込手数料

ありません。

#### 14. ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

#### 15. 信託財産留保額

ありません。

#### 16. 収益分配

毎決算日に基準価額水準、市況動向等を勘案して収益分配を行います。ただし、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。分配金は、自動的に無手数料で再投資されます。

#### 17. お申込不可日等

- (1)ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所 のいずれかの休業日と同日の場合は、購入・換金の申込みの受付け を行いません。
- (2)金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込みの受付けを取消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

#### 18. 課税関係

確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の 運用にかかる税制が適用されます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関係政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■「DCニッセイ安定収益追求ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■投資信託は、株式および公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

### DCニッセイ安定収益追求ファンド 愛称:みらいのミカタ

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

#### 本商品は元本確保型の商品ではありません

#### 19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

### 20. セーフティーネットの有無

投資信託は、保険契約、金融機関の預金とは異なり、保険契約者保 護機構、預金保険の保護の対象ではありません。

#### 21. 持分の計算方法

基準価額×保有口数

注:基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

#### 22. 委託会社

ニッセイアセットマネジメント株式会社 (信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。)

### 23. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託財産の保管・管理・計算等を行います。)

#### 24. 基準価額の主な変動要因等

- ●ファンド(マザーファンドを含みます)は、値動きのある有価証券等(外 貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額 は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- ●ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

#### (1)株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を 受け、また業績悪化(倒産に至る場合も含む)等により、価格が下落す ることがあります。

#### (2)債券投資リスク

①金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。

#### ②信用リスク

債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合(債務不履行)、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。

#### (3) 為替変動リスク

外貨建資産については、一部を除き、対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。対円での為替ヘッジを行う外貨建資産については、為替ヘッジを完全に行うことができるとは限らないため、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、円の金利が為替ヘッジを行う当該外貨の金利より低い場合などには、ヘッジコストが発生することがあります。対円での為替ヘッジを行わない外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。

#### (4) カントリーリスク

外国の資産に投資するため、各国の政治・経済情勢、外国為替規制、 資本規制等による影響を受け、ファンドの資産価値が減少する可能 性があります。

#### (5) デリバティブリスク

デリバティブとよばれる金融派生商品を活用する場合、デリバティブの 取引相手の業績悪化(倒産に至る場合も含む)等の影響により、あらか じめ定められた条件で取引が履行されない、取引の決済の際に反対 売買ができない場合などには、ファンドの資産価値が減少する要因 となります。

#### (6)資産配分リスク

ファンドは、投資対象資産の配分比率を変更する運用を行います。 この資産配分がファンドの収益の源泉となる場合もありますが、投資対 象資産が予期しない値動きをした場合、損失を被る可能性があります。

#### (7)流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

・基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

#### ≪その他の留意点≫

- ○分配金に関しては、以下の事項にご留意ください。
- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益 および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。 その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落する ことになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における ファンドの収益率を示すものではありません。
- ・受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部 または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合がありま す。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値 上がりが小さかった場合も同様です。
- ○ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関係政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■「DCニッセイ安定収益追求ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■投資信託は、株式および公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

### 東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035 愛称: 年金コンパス

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

#### 1.投資方針

- 1. 主に国内外の株式および債券に分散投資します。
- 2. 当初設定時は以下の資産配分比率を参考にポートフォリオを構築します。

国内株式:31%、国内債券:28%、外国株式:31%、 外国債券:10%

- 3. 資産配分比率は、原則として以下の方針で1年ごとに変更します。
  - ・ターゲットイヤー(2035年)の10年前(2025年)に近づくにしたがい、リスク性資産(国内外の株式)の比率をゆるやかに減少させ、安定性資産(国内外の債券)の比率をゆるやかに増加させる運用をめざします。
  - ・ターゲットイヤーの10年前からターゲットイヤーに 近づくにしたがい、リスク性資産の比率を大きく引 き下げ、安定性資産の比率を大きく引き上げる運 用をめざします。
  - <ターゲットイヤーの10年前の資産配分比率> 国内株式:30%、国内債券:30%、外国株式: 30%、外国債券:10%
- 4. ターゲットイヤーの資産配分比率見直し実施日以降は、以下の通り、マザーファンドへの投資を通じた各資産への当該比率を一定とします。

国内株式:15%、国内債券:55%、外国株式:15%、 外国債券:15%

※上記の資産配分比率はイメージであり、実際のファンドの資産配分比率と異なる場合があります

#### 2.主要投資対象

主に「TMA日本株TOPIXマザーファンド」「TMA日本 債券インデックスマザーファンド」「TMA外国株式イン デックスマザーファンド」「TMA外国債券インデックスマ ザーファンド」に投資します。

#### 3.主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

#### 4.ベンチマーク

なし

#### 5.信託設定日

2019年9月20日

#### 6.信託期間

無期限

#### 7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

#### 8.決算日

毎年1月25日(但し休業日の場合は翌営業日)

設定日~ターゲットイヤーの決算日

#### 9.信託報酬

純資産総額に対して年率0.308%(税抜0.28%) 内訳(税抜):委託会社 年0.13%、受託会社 年0.02 %、販売会社 年0.13% ターゲットイヤーの決算日の翌日以降 純資産総額に対して年率0.198%(税抜0.18%) 内訳(税抜):委託会社 年0.08%、受託会社 年0.02 %、販売会社 年0.08%

#### 10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.011%(上限年99万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

#### 11.お申込単位

1円以上1円単位

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

### 東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035 愛称:年金コンパス

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資產複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

#### 12.お申込価額

ご購入約定日の翌営業日の基準価額

#### 13.お申込手数料

ありません。

#### 14.ご解約価額

ご売却約定日の翌営業日の基準価額

#### 15.信託財産留保額

ありません。

#### 16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

#### 17.申込不可日

取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

#### 18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

#### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、 下落する場合があります。したがって、購入者のみなさ まの投資元本が保証されているものではなく、基準価額 の下落により、損失を被ることがあります。また、運用に より信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさま に帰属します。

#### 20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

#### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

#### 22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図を行います。)

#### 23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託銀行:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

#### 24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として国内外の株式および債券等値動きのある証券に投資しますので、基準価額は株式市場および債券市場の動向等により変動します。 基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

#### ①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

#### ②金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

### 東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035 愛称:年金コンパス

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資產複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

#### ③信用リスク

一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。

#### ④為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

#### ⑤カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

#### ⑥流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。 その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

#### 2. デリバティブに関わるリスク

当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。 デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。 3. 法令・税制・会計等の変更可能性 法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性 があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

### 東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045 愛称: 年金コンパス

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

#### 1.投資方針

- 1. 主に国内外の株式および債券に分散投資します。
- 2. 当初設定時は以下の資産配分比率を参考にポートフォリオを構築します。

国内株式:32%、国内債券:26%、外国株式:32%、 外国債券:10%

- 3. 資産配分比率は、原則として以下の方針で1年ごとに変更します。
  - ・ターゲットイヤー(2045年)の10年前(2035年)に近づくにしたがい、リスク性資産(国内外の株式)の比率をゆるやかに減少させ、安定性資産(国内外の債券)の比率をゆるやかに増加させる運用をめざします。
  - ・ターゲットイヤーの10年前からターゲットイヤーに 近づくにしたがい、リスク性資産の比率を大きく引 き下げ、安定性資産の比率を大きく引き上げる運 用をめざします。
  - <ターゲットイヤーの10年前の資産配分比率> 国内株式:30%、国内債券:30%、外国株式: 30%、外国債券:10%
- 4. ターゲットイヤーの資産配分比率見直し実施日以降は、以下の通り、マザーファンドへの投資を通じた各資産への当該比率を一定とします。

国内株式:15%、国内債券:55%、外国株式:15%、 外国債券:15%

※上記の資産配分比率はイメージであり、実際のファンドの資産配分比率と異なる場合があります。

#### 2.主要投資対象

主に「TMA日本株TOPIXマザーファンド」「TMA日本 債券インデックスマザーファンド」「TMA外国株式イン デックスマザーファンド」「TMA外国債券インデックスマ ザーファンド」に投資します。

#### 3.主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

#### 4.ベンチマーク

なし

#### 5.信託設定日

2019年9月20日

#### 6.信託期間

無期限

#### 7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

#### 8.決算日

毎年1月25日(但し休業日の場合は翌営業日)

設定日~ターゲットイヤーの決算日

#### 9.信託報酬

純資産総額に対して年率0.308%(税抜0.28%) 内訳(税抜):委託会社 年0.13%、受託会社 年0.02 %、販売会社 年0.13% ターゲットイヤーの決算日の翌日以降 純資産総額に対して年率0.198%(税抜0.18%) 内訳(税抜):委託会社 年0.08%、受託会社 年0.02

### 10.信託報酬以外のコスト

%、販売会社 年0.08%

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.011%(上限年99万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

#### 11.お申込単位

1円以上1円単位

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

### 東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045 愛称: 年金コンパス

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

#### 12.お申込価額

ご購入約定日の翌営業日の基準価額

#### 13.お申込手数料

ありません。

#### 14.ご解約価額

ご売却約定日の翌営業日の基準価額

#### 15.信託財産留保額

ありません。

#### 16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

#### 17.申込不可日

取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

#### 18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

#### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、 下落する場合があります。したがって、購入者のみなさ まの投資元本が保証されているものではなく、基準価額 の下落により、損失を被ることがあります。また、運用に より信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさま に帰属します。

#### 20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

#### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

#### 22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図を行います。)

#### 23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託銀行:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

#### 24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として国内外の株式および債券等値動きのある証券に投資しますので、基準価額は株式市場および債券市場の動向等により変動します。 基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

#### ①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

#### ②金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

### 東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045 愛称:年金コンパス

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資產複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

#### ③信用リスク

一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。

#### ④為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

#### ⑤カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

#### ⑥流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売 却することで解約資金の手当てを行うことがあります。 その際、組入資産の市場における流動性が低いと きには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売 却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価 額が下落する要因となります。

#### 2. デリバティブに関わるリスク

当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

3. 法令・税制・会計等の変更可能性 法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性 があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

### 東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055 愛称:年金コンパス

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資產複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

#### 1.投資方針

- 1. 主に国内外の株式および債券に分散投資します。
- 2. 当初設定時は以下の資産配分比率を参考にポートフォリオを構築します。

国内株式:34%、国内債券:22%、外国株式:34%、 外国債券:10%

- 3. 資産配分比率は、原則として以下の方針で1年ごとに変更します。
  - ・ターゲットイヤー(2055年)の10年前(2045年)に近づくにしたがい、リスク性資産(国内外の株式)の比率をゆるやかに減少させ、安定性資産(国内外の債券)の比率をゆるやかに増加させる運用をめざします。
  - ・ターゲットイヤーの10年前からターゲットイヤーに 近づくにしたがい、リスク性資産の比率を大きく引 き下げ、安定性資産の比率を大きく引き上げる運 用をめざします。
  - <ターゲットイヤーの10年前の資産配分比率> 国内株式:30%、国内債券:30%、外国株式: 30%、外国債券:10%
- 4. ターゲットイヤーの資産配分比率見直し実施日以降は、以下の通り、マザーファンドへの投資を通じた各資産への当該比率を一定とします。

国内株式:15%、国内債券:55%、外国株式:15%、 外国債券:15%

※上記の資産配分比率はイメージであり、実際のファンドの資産配分比率と異なる場合があります。

#### 2.主要投資対象

主に「TMA日本株TOPIXマザーファンド」「TMA日本 債券インデックスマザーファンド」「TMA外国株式イン デックスマザーファンド」「TMA外国債券インデックスマ ザーファンド」に投資します。

#### 3.主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

#### 4.ベンチマーク

なし

#### 5.信託設定日

2019年9月20日

#### 6.信託期間

無期限

#### 7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

#### 8.決算日

毎年1月25日(但し休業日の場合は翌営業日)

純資産総額に対して年率0.308%(税抜0.28%)

設定日~ターゲットイヤーの決算日

#### 9.信託報酬

内訳(税抜):委託会社 年0.13%、受託会社 年0.02%、販売会社 年0.13% ターゲットイヤーの決算日の翌日以降 純資産総額に対して年率0.198%(税抜0.18%) 内訳(税抜):委託会社 年0.08%、受託会社 年0.02%、販売会社 年0.08%

#### 10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.011%(上限年99万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

#### 11.お申込単位

1円以上1円単位

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

### 東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055 愛称:年金コンパス

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

#### 12.お申込価額

ご購入約定日の翌営業日の基準価額

#### 13.お申込手数料

ありません。

#### 14.ご解約価額

ご売却約定日の翌営業日の基準価額

#### 15.信託財産留保額

ありません。

#### 16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

#### 17.申込不可日

取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

#### 18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

#### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、 下落する場合があります。したがって、購入者のみなさ まの投資元本が保証されているものではなく、基準価額 の下落により、損失を被ることがあります。また、運用に より信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさま に帰属します。

#### 20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

#### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

#### 22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図を行います。)

#### 23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託銀行:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

#### 24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として国内外の株式および債券等値動きのある証券に投資しますので、基準価額は株式市場および債券市場の動向等により変動します。 基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

#### ①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

#### ②金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

### 東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055 愛称: 年金コンパス

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資產複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

#### ③信用リスク

一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。

#### ④為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

#### ⑤カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

#### ⑥流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。 その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

#### 2. デリバティブに関わるリスク

当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。 デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。 3. 法令・税制・会計等の変更可能性 法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性 があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

### 東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065 愛称: 年金コンパス

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

#### 1.投資方針

- 1. 主に国内外の株式および債券に分散投資します。
- 2. 当初設定時は以下の資産配分比率を参考にポートフォリオを構築します。

国内株式:35%、国内債券:20%、外国株式:35%、 外国債券:10%

- 3. 資産配分比率は、原則として以下の方針で1年ごとに変更します。
  - ・ターゲットイヤー(2065年)の10年前(2055年)に近づくにしたがい、リスク性資産(国内外の株式)の比率をゆるやかに減少させ、安定性資産(国内外の債券)の比率をゆるやかに増加させる運用をめざします。
  - ・ターゲットイヤーの10年前からターゲットイヤーに 近づくにしたがい、リスク性資産の比率を大きく引 き下げ、安定性資産の比率を大きく引き上げる運 用をめざします。
  - <ターゲットイヤーの10年前の資産配分比率> 国内株式:30%、国内債券:30%、外国株式: 30%、外国債券:10%
- 4. ターゲットイヤーの資産配分比率見直し実施日以降は、以下の通り、マザーファンドへの投資を通じた各資産への当該比率を一定とします。

国内株式:15%、国内債券:55%、外国株式:15%、 外国債券:15%

※上記の資産配分比率はイメージであり、実際のファンドの資産配分比率と異なる場合があります。

#### 2.主要投資対象

主に「TMA日本株TOPIXマザーファンド」「TMA日本 債券インデックスマザーファンド」「TMA外国株式イン デックスマザーファンド」「TMA外国債券インデックスマ ザーファンド」に投資します。

#### 3.主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

#### 4.ベンチマーク

なし

#### 5.信託設定日

2019年9月20日

#### 6.信託期間

無期限

#### 7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

#### 8.決算日

毎年1月25日(但し休業日の場合は翌営業日)

設定日~ターゲットイヤーの決算日

#### 9.信託報酬

純資産総額に対して年率0.308%(税抜0.28%) 内訳(税抜):委託会社 年0.13%、受託会社 年0.02 %、販売会社 年0.13% ターゲットイヤーの決算日の翌日以降 純資産総額に対して年率0.198%(税抜0.18%) 内訳(税抜):委託会社 年0.08%、受託会社 年0.02 %、販売会社 年0.08%

#### 10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.011%(上限年99万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

#### 11.お申込単位

1円以上1円単位

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

### 東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065 愛称:年金コンパス

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資產複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

#### 12.お申込価額

ご購入約定日の翌営業日の基準価額

#### 13.お申込手数料

ありません。

#### 14.ご解約価額

ご売却約定日の翌営業日の基準価額

#### 15.信託財産留保額

ありません。

#### 16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

#### 17.申込不可日

取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

#### 18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

#### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、 下落する場合があります。したがって、購入者のみなさ まの投資元本が保証されているものではなく、基準価額 の下落により、損失を被ることがあります。また、運用に より信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさま に帰属します。

#### 20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

#### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

#### 22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図を行います。)

#### 23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託銀行:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

#### 24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として国内外の株式および債券等値動きのある証券に投資しますので、基準価額は株式市場および債券市場の動向等により変動します。 基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

#### ①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

#### ②金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

### 東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065 愛称: 年金コンパス

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資產複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

#### ③信用リスク

一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。

#### ④為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

#### ⑤カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

#### ⑥流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売 却することで解約資金の手当てを行うことがあります。 その際、組入資産の市場における流動性が低いと きには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売 却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価 額が下落する要因となります。

#### 2. デリバティブに関わるリスク

当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。 デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。 3. 法令・税制・会計等の変更可能性 法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性 があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

#### 1.投資方針

- 1. 主に国内外の複数の資産(日本株式、日本債券、 外国株式、外国債券)のマザーファンド受益証券お よび短期金融資産へ分散投資し、中長期的な信託 財産の成長を目指します。
- 2. 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。
- 3. 資産配分は<基本資産配分>を基準に、原則として一定の範囲内(±5%)に変動幅を抑制します。

#### 2.主要投資対象

主に「TMA日本株アクティブマザーファンド受益証券」「TMA日本債券マザーファンド受益証券」「TMA外国株式マザーファンド受益証券」「TMA外国債券マザーファンド受益証券」に投資します。

#### 3.主な投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 45%未満とします。外貨建資産への実質投資割合は、 信託財産の純資産総額の45%未満とします。

#### 4.ベンチマーク

なし

#### 5.信託設定日

2001年9月25日

#### 6.信託期間

無期限

#### 7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

#### 8.決算日

毎年6月20日(但し休業日の場合は翌営業日)

#### 9.信託報酬

純資産総額に対して年率1.045%(税抜0.95%) 内訳(税抜):委託会社 年0.43%、受託会社 年0.08%、 販売会社 年0.44%

#### 10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0055%(上限年49.5万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

#### 11.お申込単位

1円以上1円単位

#### 12.お申込価額

ご購入約定日の翌営業日の基準価額

#### 13.お申込手数料

ありません。

#### 14.ご解約価額

ご売却約定日の翌営業日の基準価額

#### 15.信託財産留保額

ありません。

#### 16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

#### 17.申込不可日

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない 事情があるときは、委託者の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制 度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機 関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・バランス30」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

#### 本商品は元本確保型の商品ではありません

#### 18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

#### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、 下落する場合があります。したがって、購入者のみなさ まの投資元本が保証されているものではなく、基準価額 の下落により、損失を被ることがあります。また、運用に より信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさま に帰属します。

#### 20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保 険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象では ありません。

#### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

### 22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社 (信託財産の運用指図を行います。)

#### 23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託銀行:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

#### 24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として株式や公社債など値動きの ある証券に投資しますので、基準価額は株式市場 や債券市場の動向などにより変動します。基準価額 の主な変動要因は以下の通りです。

#### ①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の 需給等を反映して変動します。株価は、短期的また は長期的に大きく下落することがあります(発行企業 が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金 が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株 価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する 要因となります。

#### ②金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は 公社頃は、一般に金利が上弁した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。従って、金利が上昇した場合、基準価額の下落要因となります。ただし、当ファンドのデュレーションがマイナスとなっている場合は金利の下落が基準価額の下落要因となります。

一般に公社債や短期金融商品等の発行体にデフォ ルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。従って、当ファンドの組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、当ファンドの基準価 額の下落要因となります。

#### ④為替変動リスク

倒為骨変動り入り 外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動 の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、 政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因に より大幅に変動することがあります。組入外貨建資 産について、当該外貨の為替レートが円高方向に すすんだ場合には、基準価額が下落する要因となり

#### ⑤カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化 等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

#### ⑥流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込があった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行いますが、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場におります。 に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

2. デリバティブに関わるリスク 当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。 デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、 流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク 等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する 目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも 用いられることがありますが、実際の価格変動が委 託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失 を被ろリスクを伴います。 を被るリスクを伴います。

3. 法令・税制・会計等の変更可能性 法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性 があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・バランス30」の募集については、委託会社は、金融商品取 引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および 関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧 誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しま すので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属 します。

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

#### 1.投資方針

- 1. 主に国内外の複数の資産(日本株式、日本債券、 外国株式、外国債券)のマザーファンド受益証券お よび短期金融資産へ分散投資し、中長期的な信託 財産の成長を目指します。
- 2. 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。
- 3. 資産配分は<基本資産配分>を基準に、原則として一定の範囲内(±5%)に変動幅を抑制します。

#### 2.主要投資対象

主に「TMA日本株アクティブマザーファンド受益証券」 「TMA日本債券マザーファンド受益証券」「TMA外国 株式マザーファンド受益証券」「TMA外国債券マザー ファンド受益証券」に投資します。

#### 3.主な投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。外貨建資産への実質投資割合は、 信託財産の純資産総額の50%未満とします。

#### 4.ベンチマーク

なし

#### 5.信託設定日

2001年9月25日

#### 6.信託期間

無期限

#### 7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

#### 8.決算日

毎年6月20日(但し休業日の場合は翌営業日)

#### 9.信託報酬

純資産総額に対して年率1.254% (税抜1.14%) 内訳(税抜):委託会社 年0.52%、受託会社 年0.08%、 販売会社 年0.54%

#### 10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0055%(上限年49.5万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

#### 11.お申込単位

1円以上1円単位

#### 12.お申込価額

ご購入約定日の翌営業日の基準価額

#### 13.お申込手数料

ありません。

#### 14.ご解約価額

ご売却約定日の翌営業日の基準価額

#### 15.信託財産留保額

ありません。

#### 16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

#### 17.申込不可日

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない 事情があるときは、委託者の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制 度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機 関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・バランス50」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

#### 本商品は元本確保型の商品ではありません

#### 18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

#### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、 下落する場合があります。したがって、購入者のみなさ まの投資元本が保証されているものではなく、基準価額 の下落により、損失を被ることがあります。また、運用に より信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさま に帰属します。

#### 20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保 険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象では ありません。

#### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

#### 22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社 (信託財産の運用指図を行います。)

#### 23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

#### 24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として株式や公社債など値動きの ある証券に投資しますので、基準価額は株式市場 や債券市場の動向などにより変動します。基準価額 の主な変動要因は以下の通りです。

#### ①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の 需給等を反映して変動します。株価は、短期的また は長期的に大きく下落することがあります(発行企業 が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金 が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株 価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する 要因となります。

#### ②金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は 公社頃は、一般に金利が上弁した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。従って、金利が上昇した場合、基準価額の下落要因となります。ただし、当ファンドのデュレーションがマイナスとなっている場合は金利の下落が基準価額の下落要因となります。

一般に公社債や短期金融商品等の発行体にデフォ ルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。従って、当ファンドの組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、当ファンドの基準価 額の下落要因となります。

#### ④為替変動リスク

倒為骨変動り入り 外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動 の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、 政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因に より大幅に変動することがあります。組入外貨建資 産について、当該外貨の為替レートが円高方向に すすんだ場合には、基準価額が下落する要因となり

#### ⑤カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化 等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

#### ⑥流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込があった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行いますが、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場におります。 に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

2. デリバティブに関わるリスク 当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。 デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、 流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク 等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する 目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも 用いられることがありますが、実際の価格変動が委 託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失 を被ろリスクを伴います。 を被るリスクを伴います。

3. 法令・税制・会計等の変更可能性 法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性 があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・バランス50」の募集については、委託会社は、金融商品取 引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および 関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧 誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しま すので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属 します。

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

#### 1.投資方針

- 1. 主に国内外の複数の資産(日本株式、日本債券、 外国株式、外国債券)のマザーファンド受益証券お よび短期金融資産へ分散投資し、中長期的な信託 財産の成長を目指します。
- 2. 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。
- 3. 資産配分は<基本資産配分>を基準に、原則として一定の範囲内(±5%)に変動幅を抑制します。

#### 2.主要投資対象

主に「TMA日本株アクティブマザーファンド受益証券」「TMA日本債券マザーファンド受益証券」「TMA外国株式マザーファンド受益証券」「TMA外国債券マザーファンド受益証券」に投資します。

#### 3.主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。外貨 建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額 の55%未満とします。

#### 4.ベンチマーク

なし

#### 5.信託設定日

2001年9月25日

#### 6.信託期間

無期限

#### 7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

#### 8.決算日

毎年6月20日(但し休業日の場合は翌営業日)

#### 9.信託報酬

純資産総額に対して年率1.441% (税抜1.31%) 内訳(税抜):委託会社 年0.6%、受託会社 年0.08%、 販売会社 年0.63%

#### 10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0055%(上限年49.5万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

#### 11.お申込単位

1円以上1円単位

#### 12.お申込価額

ご購入約定日の翌営業日の基準価額

#### 13.お申込手数料

ありません。

#### 14.ご解約価額

ご売却約定日の翌営業日の基準価額

#### 15.信託財産留保額

ありません。

#### 16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

#### 17.申込不可日

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない 事情があるときは、委託者の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制 度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機 関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・バランス70」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

#### 本商品は元本確保型の商品ではありません

#### 18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

#### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、 下落する場合があります。したがって、購入者のみなさ まの投資元本が保証されているものではなく、基準価額 の下落により、損失を被ることがあります。また、運用に より信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさま に帰属します。

#### 20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保 険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象では ありません。

#### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

#### 22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社 (信託財産の運用指図を行います。)

#### 23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社 (信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

#### 24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として株式や公社債など値動きの ある証券に投資しますので、基準価額は株式市場 や債券市場の動向などにより変動します。基準価額 の主な変動要因は以下の通りです。

#### ①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の 需給等を反映して変動します。株価は、短期的また は長期的に大きく下落することがあります(発行企業 が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金 が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株 価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する 要因となります。

#### ②金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は 公社頃は、一般に金利が上弁した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。従って、金利が上昇した場合、基準価額の下落要因となります。ただし、当ファンドのデュレーションがマイナスとなっている場合は金利の下落が基準価額の下落要因となります。

一般に公社債や短期金融商品等の発行体にデフォ ルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。従って、当ファンドの組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、当ファンドの基準価 額の下落要因となります。

#### ④為替変動リスク

倒為骨変動り入り 外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動 の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、 政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因に より大幅に変動することがあります。組入外貨建資 産について、当該外貨の為替レートが円高方向に すすんだ場合には、基準価額が下落する要因となり

#### ⑤カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化 等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

#### ⑥流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込があった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行いますが、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場におります。 に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

2. デリバティブに関わるリスク 当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。 デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、 流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク 等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する 目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも 用いられることがありますが、実際の価格変動が委 託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失 を被ろリスクを伴います。 を被るリスクを伴います。

3. 法令・税制・会計等の変更可能性 法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性 があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・バランス70」の募集については、委託会社は、金融商品取 引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および 関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧 誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しま すので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属 します。

## 東京海上・円資産バランスファンド(年1回決算型) 愛称: 円奏会(年1回決算型)

投資信託協会分類:追加型投信/国内/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

#### 1.投資方針

- 1. 主に国内の複数の資産(債券・株式・不動産投資信託(REIT))に分散投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。
- 2. 各資産への配分比率は、日本債券70%、日本株式 15%、日本REIT15%を基本としますが、基準価額 の変動リスクが大きくなった場合には、株式とREIT の比率を引き下げ、引き下げた部分は短期金融資 産等により運用します。
- 3. 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。

### 2.主要投資対象

主に「東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド受益証券」「東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド受益証券」「TMA日本REITマザーファンド受益証券」に投資します。

#### 3.主な投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。外貨建資産への実質投資割合は、 信託財産の純資産総額の10%以下とします。

#### 4.ベンチマーク

なし

#### 5.信託設定日

2014年11月10日

#### 6.信託期間

無期限

#### 7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

#### 8.決算日

毎年7月23日(但し休業日の場合は翌営業日)

#### 9.信託報酬

純資産総額に対して年率0.924%(税抜0.84%) 内訳(税抜):委託会社 年0.41%、 受託会社 年0.02%、販売会社 年0.41%

#### 10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.011%(上限年66万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

#### 11.お申込単位

1円以上1円単位

#### 12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

#### 13.お申込手数料

ありません。

#### 14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

#### 15.信託財産留保額

ありません。

#### 16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

#### 17.申込不可日

取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上・円資産バランスファンド(年1回決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

### 東京海上・円資産バランスファンド(年1回決算型) 愛称: 円奏会(年1回決算型)

投資信託協会分類:追加型投信/国内/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

#### 18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

#### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、 下落する場合があります。したがって、購入者のみなさ まの投資元本が保証されているものではなく、基準価額 の下落により、損失を被ることがあります。また、運用に より信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさま に帰属します。

#### 20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保 険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象では ありません。

#### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

### 22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図を行います。)

#### 23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社 (信託財産の保管・管理を行います。) 再信託受託銀行:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

#### 24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として株式、公社債およびREIT等値動きのある証券に投資しますので、基準価額は株式市場、債券市場およびREIT市場の動向等により変動します。基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

#### ①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

#### ②金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。

#### ③信用リスク

回信用リスクー般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。

#### ④REITの価格変動リスク

REITの価格は、REITが保有する不動産の評価の下落、不動産市況に対する見通しや需給等、さまざまな要因を反映して変動します。組入REITの価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

#### ⑤流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売 却することで解約資金の手当てを行うことがあります。 その際、組入資産の市場における流動性が低いとき には直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却 せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額 が下落する要因となります。

#### 2. デリバティブに関わるリスク

当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。 デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

3. 法令・税制・会計等の変更可能性 法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性 があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上・円資産バランスファンド(年1回決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

#### 確定拠出年金向け説明資料

### DC・ダイワ・ストックインデックス225(確定拠出年金専用ファンド)

投資信託協会分類:追加型投信/国内/株式/インデックス型

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

#### 1.投資方針

イ. 主としてマザーファンドの受益証券に投資します。

ロ. 株式以外の資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

#### ・ストックインデックス225・マザーファンドの投資方針

- イ. 投資成果を日経平均株価の動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行ないます。
- 1. 上記投資対象銘柄のうちの200銘柄以上に、原則として、等株数投資を行ないます。
- 2. 株式の組入比率は、高位を保ちます。

※当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、日経平均株価が改廃されたとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

#### 2.主要投資対象

ストックインデックス225・マザーファンドの受益証券 ※ストックインデックス225・マザーファンドは、わが国の金融商 品取引所上場株式のうち日経平均株価に採用された銘柄を主 要投資対象とします。

#### 3.主な投資制限

- ①マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ②株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③外貨建資産への投資は、行ないません。

#### 4.ベンチマーク

日経平均株価(日経225)

#### 5.信託設定日

2001年12月20日

#### 6.信託期間

無期限

#### 7.償還条項

委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

#### 8.決算日

毎年9月19日(休業日の場合翌営業日)

#### 9.運用管理費用(信託報酬)

純資産総額に対して年率0.572%(税抜0.52%) 内訳: 委託会社 年率0.22%(税抜0.20%) 販売会社 年率0.286%(税抜0.26%) 受託会社 年率0.066%(税抜0.06%)

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社:ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価販売会社:運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社:運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

#### 10.運用管理費用(信託報酬)以外のコスト

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係 争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当 該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵 送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。
- (※)「運用管理費用(信託報酬)以外のコスト」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なります ので、表示することができません。

<マザーファンドより支弁する手数料等>

信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

#### |11.お申込単位

1円以上1円単位

#### 12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

#### 13.お申込手数料

ありません。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、大和アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて、運営管理機関によって作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■「日経平均株価」に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は日経平均株価を継続的に公表する義務を負うものではなく、その誤謬、遅延または中断に関して責任を負いません。また、当ファンドについて、日本経済新聞社は一切の責任を負うものではありません。

#### 確定拠出年金向け説明資料

### DC・ダイワ・ストックインデックス225(確定拠出年金専用ファンド)

投資信託協会分類:追加型投信/国内/株式/インデックス型

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

#### 14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

#### 15.信託財産留保額

ありません。

#### 16.収益分配

毎年9月19日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益 分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。収益分配金 は、自動的に再投資されます。

#### 17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受付けを中止することがあります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求を取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

#### 18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります

#### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

#### 20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保 険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法 解約価額×保有口数

注:解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

#### 22.委託会社

大和アセットマネジメント株式会社

(信託財産の運用指図、受益権の発行等を行ないます)

#### 23.受託会社

みずほ信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理を行ないます)

#### 24.基準価額の主な変動要因等

<価額変動リスク>

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、 基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 株価の変動(価格変動リスク・信用リスク)

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を 反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下 落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場 合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘 柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因とな り、投資元本を割込むことがあります。

#### ② その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため 組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市 場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が 下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

#### ※基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、日経平均株価に連動する投資成果をあげることをめざして運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、 基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。 (a) 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること

- (b) 運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担(c) 株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- (d) 指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- (e) 株価指数先物と指数の動きの不一致(先物を利用した場合)
- (f) 株式および株価指数先物取引の最低取引単位の影響
- (g) 株式および株価指数先物の流動性低下時における売買対 応の影響
- (h) 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響

<sup>■</sup>当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、大和アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて、運営管理機関によって作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■「日経平均株価」に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は日経平均株価を継続的に公表する義務を負うものではなく、その誤謬、遅延または中断に関して責任を負いません。また、当ファンドについて、日本経済新聞社は一切の責任を負うものではありません。

### 東京海上セレクション・日本株TOPIX

投資信託協会分類:追加型投信/国内/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

#### 1.投資方針

- 1. TOPIXに連動する投資成果の達成を目標とします。
- 2. 東京証券取引所第一部に上場されている銘柄を中心に、TOPIXとの連動性を考慮し組入を行います。
- 3. 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。

#### 2.主要投資対象

主に日本法人の株式を主要投資対象として運用する「TMA日本株TOPIXマザーファンド受益証券」に投資します。

#### 3.主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産 総額の20%以下とします。

#### 4.ベンチマーク

TOPIX

#### 5.信託設定日

2001年9月25日

#### 6.信託期間

無期限

#### 7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

#### 8.決算日

毎年6月20日(但し休業日の場合は翌営業日)

#### 9.信託報酬

純資産総額に対して年率0.66%(税抜0.60%) 内訳(税抜):

- ●純資産総額250億円以下の部分:委託会社 年0.25%、受託会社 年0.09%、販売会社 年0.26%
- ●純資産総額250億円超の部分:委託会社 年0.26%、受託会社 年0.08%販売会社 年0.26%
- \*2020/10/1以降は、以下のとおりとなります。 純資産総額に対して年率0.154%(税抜0.14%) 内訳(税抜):委託会社 年0.06%、受託会社 年0.02%、 販売会社 年0.06%

#### 10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0055%(上限年49.5万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

### 11.お申込単位

1円以上1円単位

#### 12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

#### 13.お申込手数料

ありません。

#### 14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

#### 15.信託財産留保額

ありません。

#### 16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・日本株TOPIX」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

## 東京海上セレクション・日本株TOPIX

投資信託協会分類:追加型投信/国内/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

#### 17.申込不可日

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない 事情があるときは、委託者の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

#### 18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

#### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、 下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

#### 20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保 険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象では ありません。

#### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

#### 22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社 (信託財産の運用指図を行います。)

#### 23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社 (信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

#### 24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として株式など値動きのある証券に 投資しますので、基準価額は株式市場の動向など により変動します。基準価額の主な変動要因は以下 の通りです。

①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の 需給等を反映して変動します。株価は、短期的また は長期的に大きく下落することがあります(発行企業 が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金 が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株 価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する 要因となります。

②流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込があった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行いますが、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

2. TOPIXとの連動

当ファンドの投資成果はTOPIXの動きに連動することを目標としますが、両者は正確に連動するものではなく、いくつかの要因により乖離が生じます。乖離が生じる主な要因は次の通りです。

- •流動性の確保その他の理由で現預金等を保有すること
- •東京証券取引所第一部上場銘柄を必ずしも全銘 柄保有しないこと、あるいは、保有ウェイトがTOPIX におけるウェイトと異なること
- •株式売買手数料等の取引コストを負担すること
- •信託報酬等の管理報酬を負担すること
- 3. デリバティブ取引のリスク

当ファンドはデリバティブに投資することがあります。 デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

4. 法令・税制・会計等の変更可能性 法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性 があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・日本株TOPIX」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

# 東京海上セレクション・日本株式

投資信託協会分類:追加型投信/国内/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 1.投資方針

- 1. 主に日本法人の株式に投資します。
- 2. TOPIXをベンチマークとして、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目標とします。
- 3. ポートフォリオは、セクター判断(業種配分)と銘柄選択を付加価値の源泉として構築します。
- 4. 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。

### 2.主要投資対象

主に日本法人の株式を投資対象として運用する「TMA 日本株アクティブマザーファンド受益証券」に投資します。

### 3.主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。外貨 建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額 の20%以下とします。

#### 4.ベンチマーク

TOPIX

### 5.信託設定日

2001年9月25日

### 6.信託期間

無期限

### 7.償還条項

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

#### 8.決算日

毎年6月20日(但し休業日の場合は翌営業日)

### 9.信託報酬

純資産総額に対して年率1.65%(税抜1.5%) 内訳(税抜):委託会社 年0.70%、受託会社 年0.08%、 販売会社 年0.72%

### 10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0055%(上限年49.5万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

### 11.お申込単位

1円以上1円単位

### 12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

### 13.お申込手数料

ありません。

### 14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

#### 15.信託財産留保額

ありません。

### 16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

### 17.申込不可日

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない 事情があるときは、委託者の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制 度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機 関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・日本株式」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

# 東京海上セレクション・日本株式

投資信託協会分類:追加型投信/国内/株式

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

### 18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、 下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

### 20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保 険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象では ありません。

### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

### 22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図を行います。)

### 23.受託会社

三菱UFI信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

### 24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として株式など値動きのある証券に 投資しますので、基準価額は株式市場の動向など により変動します。基準価額の主な変動要因は以下 の通りです。

#### ①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の 需給等を反映して変動します。株価は、短期的また は長期的に大きく下落することがあります(発行企業 が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金 が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株 価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する 要因となります。

#### ②流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込があった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行いますが、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

2. デリバティブ取引のリスク

当ファンドはデリバティブに投資することがあります。 デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

3. 法令・税制・会計等の変更可能性 法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性が あります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・日本株式」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

# eMAXIS 新興国株式インデックス

投資信託協会分類: 追加型投信/海外/株式/インデックス型

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

#### 1.投資方針

【ファンドの目的】

新興国の株式市場の値動きに連動する投資成果をめざします。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベー ス)と連動する投資成果をめざして運用を行います

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベー ス)をベンチマーク(以下「対象インデックス」という場合があります。)と します

ファンドの1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動 率に一致させることを目的とした運用を行います

主として対象インデックスに採用されている新興国の株式等(DR(預託証書)を含みます。)に投資を行います。

対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式 の実質投資比率が100%を超える場合があります。

原則として、為替ヘッジは行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合 があります。

※ MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開 発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。MSCIエマージング 発した体調情級で、世界の利英国で構成されています。MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

#### 2.主要投資対象

運用は主に「新興国株式インデックスマザーファンド」への投資を 通じて、新興国の株式等へ実質的に投資を行います。

#### 3.主な投資制限

- ・株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合に制限を設けません。 ・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変 動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様 の損益を実現する目的以外には利用しません。
- その他の投資制限もあります。

#### 4.ベンチマーク

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算 ベース)

### 5.信託設定日

2009年10月28日

### 6.信託期間

無期限

### 7.償還条項

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続き にしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができま (任意償還)

- す。(任意償還) ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利 であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得 ない事情が発生したとき
- このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社 の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させ ます

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監 督官庁に届け出ます。

#### 8.決算日

毎年1月26日(休業日の場合は翌営業日)

#### 9.信託報酬

信託財産の純資産総額×年率0.66%(税抜年率0.6%)以内

信託報酬率(税抜)の合計ならびに配分(委託会社および販売会社、 受託会社)は、ファンドの純資産総額に応じて以下の通りとなります。

ファンドの純資産総額に応じて	信託報酬率 (年率)		
	合計	委託会社および 販売会社	受託会社
500億円未満の部分	0.60%	0.54%	0.06%
500億円以上1,000億円未満の部分	0.58%	0.53%	0.05%
1,000億円以上の部分	0.56%	0.52%	0.04%

\*委託会社および販売会社への配分(税抜)は、次の通りです。

各販売会社における取扱純資産総額に応じて	委託会社	販売会社
T	女儿云江	规儿云江
50億円未満の部分	信託報酬率から販売会社および	0.27%
50億円以上100億円未満の部分	受託会社の配分率を差し引いた率	0.28%
100億円以上の部分	X 10 X 10 X 1 C X 0 31 1 1 1 1	0.29%

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

#### 10.信託報酬以外のコスト

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、マザーファン ドの解約に伴う信託財産留保額、受託会社の立替えた立替金の利息、借 入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の 負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用(消費税等相当額を含みます。)は、ファンドの 計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額 とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産(投資している投資信託を含みます。)の組入有価証券の売買 の際に発生する売買委託手数料等(消費税等相当額を含みます。)、先物 取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要す る費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載す ることはできません。

(注)手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、 あらかじめ合計額等を記載することはできません。

#### 11.購入単位

1円以上1円単位

#### 12.購入価額

ご購入約定日の基準価額

### 13.購入時手数料

ありません。

### 14.換金価額

ご売却約定日の基準価額-信託財産留保額

### 15.信託財産留保額

ご売却約定日の基準価額×0.3%

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号) 第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連 政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであ り、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為 替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の 運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

# eMAXIS 新興国株式インデックス

投資信託協会分類: 追加型投信/海外/株式/インデックス型

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

#### 16.収益分配

毎決算時に分配金額を決定します。

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定 します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないこ とがあります

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として 分配を抑制する方針とします。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではあ りません。

収益分配金は、原則として再投資されます。

#### 17.お申込不可日等

次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。

- ・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行の休業日
- ・香港取引所、香港の銀行の休業日

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その 他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デ フォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、 ーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もし くは流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの 受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの 受付を取消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、購入・換金のお申込みができない場合がありますので運営管理機関にお問い合 わせください。

#### 18.課税関係

確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

#### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場 合があります。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を 割り込むことがあります。

#### 20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯 金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

(注)解約価額とは基準価額から信託財産留保額を控除した額をいい ます。基準価額・解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は 10,000で除してください。

#### 22.委託会社

三菱UFJ国際投信株式会社 (ファンドの運用の指図等を行います。)

### 23.受託会社

菱UFJ信託銀行株式会社

(ファンドの財産の保管・管理等を行います。)

(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

### 24.基準価額の主な変動要因等

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動に よる影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益は

<u>すべて投資者のみなさまに帰属します。</u> したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものでは 基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあ

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。 (主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

#### ①価格変動リスク

-般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況 等を反映して変動するため、当ファンドはその影響を受け株式の価格 が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を 割り込むことがあります。

②為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の株式は外貨建資産であり、原則 として為替へッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けま す。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の 下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する 外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不復行となること等をいいます。当ファンドは、信用 リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を 被り、投資元本を割り込むことがあります。

④流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要 や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を 行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、 当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式の売 却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

⑤カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国 におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大 な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることに より、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性 があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を 割り込む可能性が高まることがあります。

#### ※留意事項

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定

(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。 ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益 の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実 質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入 後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった 場合も同様です

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資

産総額の減少、基準価額の下落要因となります。 ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、 当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合など には、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。 ・当ファンドは、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込

、円換算ベース)の動きに連動することをめざして運用を行いますが、 信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、株価指数先物取引と 当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価 価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれら の構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響、新興国特有の制度や規制等によって運 用に制約が生じることによる影響等の要因によりカイ離を生じることが あります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号) 第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連 政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであ り、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為 替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の 運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

# 東京海上セレクション・外国株式インデックス

投資信託協会分類:追加型投信/海外/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 1.投資方針

- 1. 主に外国の株式に投資します。
- 2. MSCIコクサイ指数(円ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとし、これに連動する投資成果を目標とします。
- 3. 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。

### 2.主要投資対象

主に外国の株式を主要投資対象として運用する「TMA 外国株式インデックスマザーファンド受益証券」に投資 します。

### 3.主な投資制限

株式・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

### 4.ベンチマーク

MSCIコクサイ指数(円ヘッジなし・円ベース)

#### 5.信託設定日

2010年4月28日

### 6.信託期間

無期限

### 7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

### 8.決算日

毎年4月15日(但し休業日の場合は翌営業日)

### 9.信託報酬

純資産総額に対して年率0.22%(税抜0.20%) 内訳(税抜):委託会社 年0.09%、

受託会社 年0.02%、販売会社 年0.09%

### 10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0055%(上限年66万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

### 11.お申込単位

1円以上1円単位

### 12.お申込価額

ご購入約定日の翌営業日の基準価額

### 13.お申込手数料

ありません。

### 14.ご解約価額

ご売却約定日の翌営業日の基準価額

### 15.信託財産留保額

ありません。

### 16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

#### 17.申込不可日

取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

#### 18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、 下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・外国株式インデックス」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

# 東京海上セレクション・外国株式インデックス

投資信託協会分類:追加型投信/海外/株式/インデックス型

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

### 20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保 険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象では ありません。

### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

### 22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図を行います。)

### 23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社 (信託財産の保管・管理を行います。) 再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

### 24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として株式など値動きのある証券に 投資しますので、基準価額は株式市場の動向など により変動します。基準価額の主な変動要因は以下 の通りです。

#### ①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

#### ② 為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

#### ③カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

### ④流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。 その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

2. MSCIコクサイ指数(円ヘッジなし・円ベース)との 乖離リスク

当ファンドの投資成果はMSCIコクサイ指数(円ヘッジなし・円ベース)の動きに連動することを目標としますが、両者は正確に連動するものではなく、いくつかの要因により乖離が生じます。乖離が生じる主な要因は次の通りです。

- ・流動性の確保その他の理由で現預金等を保有すること
- ・ファンドが構築するポートフォリオと、MSCIコクサイ指数(円ヘッジなし・円ベース)の構成国、構成 銘柄およびその構成比等が一致するとは限らない こと
- ・売買委託手数料等の取引コストを負担すること
- ・信託報酬等の管理報酬を負担すること
- 3. デリバティブに関わるリスク

当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。 デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、 流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する 目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも 用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

4. 法令・税制・会計等の変更可能性 法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性 があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・外国株式インデックス」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

# 大和住銀DC海外株式アクティブファンド

投資信託協会分類:追加型投信/海外/株式

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

### 1.投資方針

ーンターナショナル株式マザーファンド受益証券への投資 を通じて、海外の株式に分散投資します。

MSCIコクサイ・インデックス(円換算)をベンチマークとし、 中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。 マザーファンドの運用指図にかかる権限を、ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクへ委託します。実質外貨建資産 については、原則として為替ヘッジは行いません。運用 は、ファミリーファンド方式で行います。

### 2.主要投資対象

インターナショナル株式マザーファンド受益証券 (マザーファンドは、海外の株式を主要投資対象とします。)

#### 3.主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信 託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

#### 4.ペンチマーク

MSCIコクサイ・インデックス(円換算)

#### 5.信託設定日

2006年12月15日

### 6.信託期間

無期限

### 7.償還条項

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託 財産の受益権の残存口数が、30億口を下回ることとなった 場合等には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁 に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了 させることができます。

### 8.決算日

毎年12月14日(但し休業日の場合は翌営業日)

### 9.信託報酬

純資産総額に対して 年率1.782% (税抜 1.62%)

内訳:委託会社 年率0.87% (税抜)

販売会社 年率0.69% (税抜)

受託会社 年率0.06%(税抜)

マザーファンドの投資顧問会社(ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク) への報酬は、委託会社の報酬から支弁されます。

### 10.信託報酬以外のコスト

組み入れ有価証券の売買の際の売買委託手数料等、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸経費 (監査費用等)および受託者の立替えた立替金の利息等は、購入者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### 11.お申込単位

1円以上1円単位

#### 12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

#### 13.お申込手数料

ありません。

#### 14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

### 15.信託財産留保額

ありません。

#### 16.収益分配

年1回の決算時(原則として12月14日) に収益分配方針に 基づき収益分配を行います。分配金は、自動的に再投資 されます。

#### 17.お申込不可日等

取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「大和住銀DC海外株式アクティブファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

(202007)

# 大和住銀DC海外株式アクティブファンド

投資信託協会分類:追加型投信/海外/株式

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

### 18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

#### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

### 20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注:解約価額が10000口あたりで表示されている場合は 10000で除してください。

### 22.委託会社

三井住友DSアセットマネジメント株式会社 (信託財産の運用指図、受益権の発行等を行います。)

#### 23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行

### 24.基準価額の主な変動要因等

#### 株式投資のリスク

当ファンドでは、マザーファンドを通じて、株式を保有します。これらの価格は、急激に予想を超えた変動をすることがあります。株式投資は、債券よりも長期的な成長の可能性は大きいものの、短期的には価格変動性が高いのが一般的です。

#### 「価格変動性」

投資対象の株式の値動きによって、当ファンドのポートフォリオの評価額が変動する可能性をさします。当ファンドは、 債券等を主要な投資対象とするファンドに比べ、より大きな 価格変動性があります。

#### 「流動性リスク」

ファンドにとって最適な時期・価格で証券を売却できなかった場合に損失となったり、値上がり益を逸する可能性をさします。当ファンドおよびマザーファンドでは、中小型株を組入れる場合もありますが、これらの株式は、大型株よりも流動性に欠けることが多いといえます。またこれらの株式は、大型株に比べ価格変動性が高いのが一般的です。

#### 「信用リスク」

株式の発行者の事業活動や財務状態に不利な事態が生じた場合、当該発行者の株式の価値及び配当の規模と頻度が減少することがあります。

### 外国証券投資のリスク

当ファンドではマザーファンドを通じて、外国証券を保有します。外国証券への投資は、国内資産投資での通常のリスクに加え、特別なリスクを伴います。例えば、政治的・経済的不安定、国際取引慣行の予測の不確実性、外国政府が資産の没収・国有化・差押えといった行動にでる可能性、外国為替・外国投資規制の実施や緩和、配当利子・利益に対する源泉課税、価格変動性、為替レートの変動などがあります。

### 為替リスク

当ファンドではマザーファンドを通じて、主として外貨建資産に投資を行いますので、為替変動リスクが生じます。また、当ファンドは原則として対円で為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「大和住銀DC海外株式アクティブファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

(202007)

# DCニッセイ国内債券インデックス

投資信託協会分類:追加型投信/国内/債券/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 1. 投資方針

- (1)主にニッセイ国内債券インデックスマザーファンドへ投資を行い、NOMU RA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目標に運用を行います。
- (2) 主に上記マザーファンドに投資を行いますが、追加設定・一部解約にともなう資金フローに対応するため、直接、公社債等に投資を行う場合があります
- (3)公社債への実質投資総額と有価証券先物取引等の買建玉の実質投資 総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- (4)資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### 2. 主要投資対象

ニッセイ国内債券インデックスマザーファンド (マザーファンドは、国内の公社債を主要投資対象とします。)

# 3. 主な投資制限

- (1)株式への投資は転換社債の転換等による取得に限るものとし、実質投資 割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (2)同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (3) 投資信託証券(マザーファンドは除きます)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (4)国内の通貨建てまたはユーロ円建て表示であるものに限ります。

### 4. ベンチマーク

NOMURA-BPI総合

### 5. 信託設定日

2001年11月30日口

#### 6. 信託期間

無期限

### 7. 償還条項

委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意 のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了することができます。この場 合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- (1)この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
- (2) やむを得ない事情が発生したとき

#### 8. 決算日

毎年2月20日(ただし休業日の場合は翌営業日)

### 9. 信託報酬

純資産総額に対して年率0.132%(税抜0.12%)を乗じた額 内訳(税抜):

> 委託会社 年率0.05% 受託会社 年率0.02% 販売会社 年率0.05%

### 10. 信託報酬以外のコスト

監査費用、組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は 運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載すること はできません。

### 11. お申込単位

1円以上1円単位

### |12. お申込価額

ご購入約定日の基準価額

### 13. お申込手数料

ありません。

### |14. ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

### 15. 信託財産留保額

ありません。

#### 16. 収益分配

毎決算日に基準価額水準、市況動向等を勘案して収益分配を行います。ただし、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。分配金は、自動的に無手数料で再投資されます。

### 17. お申込不可日等

証券取引所(※)の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、 購入・換金の申込みの受付けを中止することがあります。また、購入の 場合は、既に受付けた申込みの受付けを取消すこともあります。なお、 確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機 関にお問い合わせください。

### 18. 課税関係

確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の 運用にかかる税制が適用されます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関係政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■「DCニッセイ国内債券インデックス」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■投資信託は、公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■NOMURA-BPI総合に関する一切の権利は野村證券に帰属します。

# DC二ッセイ国内債券インデックス

投資信託協会分類:追加型投信/国内/債券/インデックス型

#### 本商品は元本確保型の商品ではありません

### 19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

### 20. セーフティーネットの有無

投資信託は、保険契約、金融機関の預金とは異なり、保険契約者保 護機構、預金保険の保護の対象ではありません。

### 21. 持分の計算方法

基準価額×保有口数

注:基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

### 22. 委託会社

ニッセイアセットマネジメント株式会社 (信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。)

### 23. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託財産の保管・管理・計算等を行います。)

### 24. 基準価額の主な変動要因等

- ●ファンド(マザーファンドを含みます)は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、NOMURA-BPI総合の動きに連動することを目標に運用しますので、NOMURA-BPI総合の動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- ●ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。
- (1)債券投資リスク
- ①金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない 債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価 格が下落します。

#### ②信用リスク

債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の 利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくな る場合(債務不履行)、またはそれが予想される場合、債券の価格が 下落することがあります。

#### (2) 流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

・基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

#### ≪その他の留意点≫

- ○分配金に関しては、以下の事項にご留意ください。
- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益 および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。 その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落する ことになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における ファンドの収益率を示すものではありません。
- ・受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ○ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。
- (※)金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。

#### 〈インデックスについて〉

#### ●NOMURA-BPI総合

NOMURA-BPI総合とは、日本国内で発行される公募債券流通市場全体の動向を的確に表すために、野村證券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数であり、その知的財産は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切の責任を負うものではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関係政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■「DCニッセイ国内債券インデックス」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■投資信託は、公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■NOMURA-BPI総合に関する一切の権利は野村證券に帰属します。

# eMAXIS 新興国債券インデックス

投資信託協会分類: 追加型投信/海外/債券/インデックス型

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

#### 1.投資方針

【ファンドの目的】

新興国の債券市場の値動きに連動する投資成果をめざします。 【ファンドの特色】

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベー ス)に連動する投資成果をめざして運用を行います

新興国の現地通貨建ての公社債を実質的な主要投資対象とします。 新興国の現地通貨建て国際機関債、および新興国の現地通貨建て 債券の騰落率に償還価額等が連動する債券に実質的に投資するこ とがあります。

対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公 社債の実質投資比率が100%を超える場合があります。

原則として、為替ヘッジは行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場 合があります。

※JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モ ルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数 で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発 行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数 の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しま す。JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算 ベース)とは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し 公表しているIPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。

### 2.主要投資対象

運用は主に「新興国債券インデックスマザーファンド」への投資を通 じて、新興国の現地通貨建ての公社債へ実質的に投資を行います。

#### 3.主な投資制限

- ・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下 とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。 ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。
- ・その他の投資制限もあります。

### 4.ベンチマーク

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)

### 5.信託設定日

2010年9月13日

### 6.信託期間

無期限

#### 7.償還条項

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手 続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させること ができます。(任意償還)

- ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため 有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたは やむを得ない事情が発生したとき
- のほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託 会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを

償還させます。 委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨 を監督官庁に届け出ます。

#### 8.決算日

毎年1月26日(休業日の場合は翌営業日)

#### 9.信託報酬

信託財産の純資産総額×年率0.66%(税抜年率0.6%)以内

信託報酬率(税抜)の合計ならびに配分(委託会社および販売会 社、受託会社)は、ファンドの純資産総額に応じて以下の通りとな

ファンドの純資産総額に応じて	信託報酬率 (年率)		
	合計	委託会社および 販売会社	受託会社
500億円未満の部分	<u>0.60%</u>	0.54%	0.06%
500億円以上1,000億円未満の部分	0.58%	0.53%	0.05%
1,000億円以上の部分	0.56%	0.52%	0.04%

\*委託会社および販売会社への配分(税抜)は、次の通りです。

各販売会社における取扱純資産総額に応じて	委託会社	販売会社
50億円未満の部分	分子和副表よとに⇒人もよ\ b ***	0.27%
50億円以上100億円未満の部分	信託報酬率から販売会社および 受託会社の配分率を差し引いた率	0.28%
100億円以上の部分	ZHEAR HEAD PERCONT RT	0. 29%

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

#### 10.信託報酬以外のコスト

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、マ ーファンドの解約に伴う信託財産留保額、受託会社の立替え た立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れ に関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁し ます
- ・信託財産に係る監査費用(消費税等相当額を含みます。)は、 ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に 定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します
- ・信託財産(投資している投資信託を含みます。)の組入有価証 券の売買の際に発生する売買委託手数料等(消費税等相当額を含みます。)、先物取引・オプション取引等に要する費用およ び外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負 担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等 を記載することはできません。

(注)手数料等については、保有金額または保有期間等により異 なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

#### 11.購入単位

1円以上1円単位

#### 12.購入価額

ご購入約定日の基準価額

#### 13.購入時手数料

ありません。

#### 14.換金価額

ご売却約定日の基準価額-信託財産留保額

#### 15.信託財産留保額

ご売却約定日の基準価額×<u>0.3%</u>

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号) 第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連 政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであ り、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為 替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の 運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

# eMAXIS 新興国債券インデックス

投資信託協会分類: 追加型投信/海外/債券/インデックス型

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

#### 16.収益分配

毎決算時に分配金額を決定します。

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して 決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行 わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則と して分配を抑制する方針とします。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するもので はありません。

収益分配金は、原則として再投資されます。

#### 17.お申込不可日等

次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。

- ・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行の休業日

・ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止 その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融 危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導 入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)に よる市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、購 入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。また、確 定拠出年金制度上、購入・換金のお申込みができない場合があ りますので運営管理機関にお問い合わせください。

#### 18.課税関係

確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

#### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、 落する場合があります。したがって、投資者のみなさまの投 資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### 20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金 保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

(注)解約価額とは基準価額から信託財産留保額を控除した額を いいます。基準価額・解約価額が10,000口当たりで表示されてい る場合は10,000で除してください。

#### 22.委託会社

菱UFJ国際投信株式会社 (ファンドの運用の指図等を行います。)

### 23.受託会社

菱UFJ信託銀行株式会社 (ファンドの財産の保管・管理等を行います。)

(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

#### 24.基準価額の主な変動要因等

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変

動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。 したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むとがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、 慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

#### ①価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため 当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基 準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります ②為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産であり、 原則として為替へッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく 受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準 価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。 ③信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関す が高れらに場合またはてれたから思された場合もしてはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。 コファンドは、 信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により 損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

### ④流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取 引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている 公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢か ら期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。 ⑤カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象 国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受ける とにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくな る可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、 投資元本を割り込む可能性が高まることがあります。

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規 定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収 益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じ た収益を超えて行われる場合があります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、 実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド 購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さ かった場合も同様です。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資 産総額の減少、基準価額の下落要因となります

・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。 め、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じ た場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。 ・当ファンドは、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)の動きに連動することをめざして運用を行います が、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、債券先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価 価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれ

らの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更に なること、為替の評価、新興国特有の制度や規制等によって運用に 制約が生じることによる影響等の要因によりカイ離を生じることがあり ます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号) 第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連 政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであ り、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為 替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の 運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

# 東京海上セレクション・外国債券インデックス

投資信託協会分類:追加型投信/海外/債券/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 1.投資方針

- 1. 主に外国の公社債に投資します。
- 2. FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・ 円ベース)をベンチマークとし、これに連動する投資 成果を目標とします。
- 3. 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。

### 2.主要投資対象

主に外国の公社債を主要投資対象として運用する「T MA外国債券インデックスマザーファンド受益証券」に 投資します。

### 3.主な投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。外貨建資産への実質投資割合には、 制限を設けません。

### 4.ベンチマーク

FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)

### 5.信託設定日

2010年4月28日

### 6.信託期間

無期限

### 7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

### 8.決算日

毎年4月15日(但し休業日の場合は翌営業日)

### 9.信託報酬

純資産総額に対して年率0.198%(税抜0.18%) 内訳(税抜):委託会社 年0.08%、 受託会社 年0.02%、販売会社 年0.08%

### 10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0055%(上限年66万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

### 11.お申込単位

1円以上1円単位

### 12.お申込価額

ご購入約定日の翌営業日の基準価額

### 13.お申込手数料

ありません。

### 14.ご解約価額

ご売却約定日の翌営業日の基準価額

### 15.信託財産留保額

ありません。

#### 16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

### 17.申込不可日

取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

### 18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、 下落する場合があります。したがって、購入者のみなさ まの投資元本が保証されているものではなく、基準価額 の下落により、損失を被ることがあります。また、運用に より信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさま に帰属します。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・外国債券インデックス」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

# 東京海上セレクション・外国債券インデックス

投資信託協会分類:追加型投信/海外/債券/インデックス型

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

### 20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保 険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象では ありません。

### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

### 22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図を行います。)

### 23.受託会社

三菱UFI信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

### 24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は公社債市場の動向などにより変動します。基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

#### ①金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。

#### ②為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

#### ③信用リスク

一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因と

なります。

#### ④カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

#### ⑤流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を 売却することで解約資金の手当てを行うことがありま す。その際、組入資産の市場における流動性が低 いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で 売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準 価額が下落する要因となります。

2. FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・ 円ベース)との乖離リスク

当ファンドの投資成果はFTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の動きに連動することを目標としますが、両者は正確に連動するものではなく、いくつかの要因により乖離が生じます。乖離が生じる主な要因は次の通りです。

- ・流動性の確保その他の理由で現預金等を保有すること
- ・ファンドが構築するポートフォリオと、FTSE世界国 債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の 構成国、国別構成比等が一致するとは限らないこ と
- ・売買委託手数料等の取引コストを負担すること
- ・信託報酬等の管理報酬を負担すること
- 3. デリバティブに関わるリスク

当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。 デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

4. 法令・税制・会計等の変更可能性 法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性 があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・外国債券インデックス」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

# 東京海上セレクション・外国債券

投資信託協会分類:追加型投信/海外/債券

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 1.投資方針

- 1. 主に外国の国債に投資します。
- 2. FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・ 円ベース)をベンチマークとし、これを上回る投資成 果を目標とします。
- 3. ポートフォリオは、国別配分、デュレーション調整、 銘柄選択を付加価値の源泉として構築します。
- 4. 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。

### 2.主要投資対象

主に外国の国債を主要投資対象として運用する「TMA 外国債券マザーファンド受益証券」に投資します。

### 3.主な投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。外貨建資産への実質投資割合には、 制限を設けません。

### 4.ベンチマーク

FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)

### 5.信託設定日

2001年9月25日

### 6.信託期間

無期限

### 7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

### 8.決算日

毎年6月20日(但し休業日の場合は翌営業日)

### 9.信託報酬

純資産総額に対して年率1.144% (税抜1.04%) 内訳(税抜):委託会社 年0.5%、受託会社 年0.04%、 販売会社 年0.5%

### 10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0055%(上限年49.5万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

### 11.お申込単位

1円以上1円単位

### 12.お申込価額

ご購入約定日の翌営業日の基準価額

#### 13.お申込手数料

ありません。

### 14.ご解約価額

ご売却約定日の翌営業日の基準価額

### 15.信託財産留保額

ありません。

### 16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

### 17.申込不可日

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない 事情があるときは、委託者の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制 度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機 関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・外国債券」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

# 東京海上セレクション・外国債券

投資信託協会分類:追加型投信/海外/債券

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

### 18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、 下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

### 20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保 険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象では ありません。

### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

### 22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図を行います。)

### 23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社 (信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

### 24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は公社債市場の動向などにより変動します。基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

#### ①金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。従って、金利が上昇した場合、当ファンドの基準価額の下落要因となります。ただし、当ファンドのデュレーションがマイナスとなっている場合は金利の下落が基準価額の下落要因となります。

#### ②為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

### ③カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

### ④流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込があった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行いますが、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

### 2. デリバティブに関わるリスク

当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。 デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、 流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する 目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも 用いられることがありますが、実際の価格変動が委 託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失 を被るリスクを伴います。

3. 法令・税制・会計等の変更可能性 法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性 があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・外国債券」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

# 野村世界REITインデックスファンド(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/不動産投信/インデックス型

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

### 1.投資方針

世界各国のREITを実質的な主要投資対象とし、S&P 先進国REIT指数(配当込み、円換算ベース)の動きに 連動する投資成果を目指して運用を行ないます。 REITの実質組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。実質組入外貨建資産については、 原則として為替ヘッジを行ないません。

### 2.主要投資対象

世界各国の不動産投資信託証券(REIT)を実質的な主要投資対象とします。「実質的な主要投資対象」とは、「世界REITインデックスマザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

### 3.主な投資制限

- ・株式への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への直接投資は行ないません。マザーファンドを通じて実質的に投資を行なう外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・デリバティブの直接利用は行ないません。
- ・投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

### 4.ベンチマーク

S&P先進国REIT指数(配当込み、円換算ベース) S&P先進国REIT指数は、S&Pの持つグローバル・インデックスであるS&Pグローバル株価指数から、REIT及びREITと同様の制度に基づく銘柄を抽出して算出するインデックスで、先進国に上場する不動産投資信託(REIT)及び同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて毎日算出されます。同指数の構成国や構成銘柄等については定期的に見直しが行なわれま

すので、変動することがあります。 「S&P先進国REIT指数」はスタンダード&プアーズファイナンシャルサービシーズエルエルシーの所有する登録商標であり、野村アセットマネジメントに対して利用許諾が与えられています。スタンダード&プアーズは本商品を推奨・支持・販売・促進等するものではなく、また本商品に対する投資適格性等に関しいかなる意思表明等を行なうものではありません。

#### 5.信託設定日

2008年7月16日

### 6.信託期間

無期限

### 7.償還条項

信託期間中において、やむを得ない事情が発生した とき等は、受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、当 該信託を終了させる場合があります。

### 8.決算日

原則1月20日(ただし、1月20日が休業日の場合は翌 営業日)

### 9.信託報酬

純資産総額に年 0.363% (税抜年 0.33%)の率を乗じて得た額

内訳(税抜):委託会社 年 0.17%、受託会社 年 0.02%、 販売会社 年 0.14%

### 10.信託報酬以外のコスト

- ・ファンドにおいて一部解約に伴なう支払資金の手当て等 を目的として資金借入れの指図を行なった場合の、当該 借入金の利息
- ・ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用 および受託者の立替えた立替金の利息
- ・ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、 先物取引・オプション取引等に要する費用、 外貨建資産の保管等に要する費用
- ・ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費 税等相当額
- ※これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

### 11.お申込単位

1円以上1円単位

### 12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

### 13.お申込手数料

ありません。

### 14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

### 15.信託財産留保額

ありません。

#### 16.収益分配

毎決算時(原則1月20日)に収益分配方針に基づき収益分配を行ないます。分配金は、自動的に再投資されます。委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

# 野村世界REITインデックスファンド(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類: 追加型投信/内外/不動産投信/インデックス型

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

### 17.お申込不可日等

販売会社の営業日であっても、申込日当日あるいは申込日の翌営業日が、「ニューヨーク証券取引所」の休場日に該当する場合には、原則、購入、換金の各お申込ができません。金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので、運営管理機関にお問い合わせください。

#### |18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

### 20.セーフティーネットの有無

投資信託は預金保険の対象ではありません。投資信託は保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

### |21.持分の計算方法

基準価額×保有口数

注:基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

### 22.委託会社

野村アセットマネジメント株式会社 (ファンドの運用の指図を行ないます。)

### 23.受託会社

野村信託銀行株式会社

(ファンドの財産の保管および管理を行ないます。)

### 24.基準価額の主な変動要因等

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[REITの価格変動リスク]

REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。 「為替変動リスク」

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジ を行ないませんので、為替変動の影響を大きく受けます。 ※基準価額の変動は、上記に限定されるものではありません。

#### ≪その他の留意点≫

- ●ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定 (いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ●資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起き た場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ●ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ●有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の 相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ●ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、 完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対 象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありま せん。
- ●投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ●ファンドが実質的な投資対象とするREITの中には、流動性の低いものもあり、こうしたREITへの投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。
- ●REITに関する法律(税制度、会計制度等)、不動産を取り巻く規制が変更となった場合、REITの価格や配当に影響が及ぶことが想定されます。
- ●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

# 野村J-REITファンド(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類:追加型投信/国内/不動産投信

当ファンドは特化型運用を 行ないます

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

### 1.投資方針

J-REITへの投資にあたっては、個別銘柄の流動性、収益性・成長性等を勘案して選定したJ-REITに分散投資を行ない、高水準の配当収益の獲得と中長期的な値上がり益の追求を目指して運用します。

J-REITの実質組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

### 2.主要投資対象

わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されているREIT(不動産投資信託証券)(「J-REIT<sup>\*</sup>」といいます。)を実質的な主要投資対象とします。

「実質的な主要投資対象」とは、「J-REITマザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

※一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。

### 3.主な投資制限

- ・株式への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への直接投資は行ないません。
- デリバティブの直接利用は行ないません。
- ・マザーファンドを通じて実質的に投資を行なう投資 信託証券への実質投資割合には制限を設けませ ん。

## 4.ベンチマーク

なし

(東証REIT指数(配当込み)を参考指数としています。)

### 5.信託設定日

2005年4月11日

### 6.信託期間

無期限

### 7.償還条項

信託期間中において、やむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、 当該信託を終了させる場合があります。

### 8.決算日

原則1月6日

(ただし、1月6日が休業日の場合は翌営業日)

### 9.信託報酬

純資産総額に年 1.045% (税抜年0.95%)の率を乗じて得た額

〈内訳(税抜)〉

委託会社 年 0.48%、受託会社 年 0.04%、 販売会社 年 0.43%

### 10.信託報酬以外のコスト

- ・ファンドにおいて一部解約に伴なう支払資金の手当て等を 目的として資金借入れの指図を行なった場合の当該借入金 の利息
- ・ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息
- ・ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託 手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取 引に要する費用
- ・ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税 等相当額
- ※これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

### 11.お申込単位

1円以上1円単位

### 12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

### 13.お申込手数料

ありません。

### 14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

### 15.信託財産留保額

ありません。

### 16.収益分配

毎決算時(原則 1月6日)に収益分配方針に基づき収益分配を行ないます。分配金は、無手数料で再投資されます。委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められている「特化型運用」を行なうファンドに該当します。当ファンドが実質的に投資対象とするJ-REIT市場の中には、寄与度(市場の時価総額に占める割合)が10%を超える、もしくは超える可能性が高い銘柄(支配的な銘柄)が存在すると考えられます。実質的な投資が支配的な銘柄に集中することが想定されますので、当該支配的な銘柄の発行体に経営破綻や経営・財務状況の悪化等が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

# 野村J-REITファンド(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類:追加型投信/国内/不動産投信

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

### 17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の 停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者 の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を 中止等する場合があります。また、確定拠出年金制 度上、取得申込・解約請求ができない場合がありま すので、運営管理機関にお問い合わせください。

### 18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

### |19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

### 20.セーフティーネットの有無

投資信託は預金保険の対象ではありません。投資信託は保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

### 21.持分の計算方法

基準価額×保有口数

注: 基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

#### 22.委託会社

野村アセットマネジメント株式会社 (ファンドの運用の指図を行ないます。)

### 23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託者:日本マスタートラスト信託銀行株式会社) (ファンドの財産の保管および管理を行ないます。)

### 24.基準価額の主な変動要因等

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の 値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益 はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、 ファンドにおいて、投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は 預貯金と異なります。

#### [REITの価格変動リスク]

REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。 ※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### ≪その他の留意点≫

- ●ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定 (いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ●資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。 ●ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ●有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引 の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ●投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの 資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準 価額に影響を及ぼす場合があります。
- ●ファンドが実質的な投資対象とするREITの中には、流動性の低いものもあり、こうしたREITへの投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。
- ●REITに関する法律(税制度、会計制度等)、不動産を取り巻く規制が変更となった場合、REITの価格や配当に影響が及ぶことが想定されます。
- ●ファンドの実質的な投資対象候補銘柄には、寄与度が高い銘柄、または寄与度が高くなる可能性のある銘柄が存在すると考えられます。そのため、当ファンドは信用リスクを適正に管理する目的で一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」における「特化型運用」を行なうファンドに該当します。当該制限に従って「特化型運用」を行なうにあたり、特定の発行体が発行する銘柄に集中して実質的に投資することがありますので、個別の投資対象銘柄の発行体の経営破綻や経営・財務状況の悪化等による影響を大きく受ける可能性があります。
- ●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

# スーパー定期1年

### 本商品は元本確保型の商品です

#### 1. 基本的性格

自動継続定期預金です。

#### 2. お預入れの対象者

確定拠出年金制度の加入者の方が対象となります。 (ただし、預金名義は確定拠出年金制度における 資産管理機関または国民年金基金連合会からの 委託を受けた事務委託先金融機関となります)

#### 3. 預入期間

1年

### 4. 商品提供金融機関

株式会社南都銀行

#### 5. 適用利率

お預入れ日の確定拠出年金専用の利率を満期日まで適用いたします。

#### 6. お預入れ単位

確定拠出年金制度における年金資産(拠出、 預け替え、移換等による資産)を1円以上 1円単位でお預入れいただきます。

### 7. 利払方法

満期日または中途解約時に一括して利払いします。 満期日には、お利息を元金に組み入れて同一期間 の確定拠出年金専用定期預金に自動継続します。 中間利払いはありません。

#### 8. 利息計算方法

付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算。

### 9. お利息に対する課税

確定拠出年金制度では課税されません。

#### 10. 満期時の取扱い

満期となった預金明細の元利金を新元金として、同一期間の定期預金に自動継続いたします。 なお、継続日が同一日の明細が複数ある場合、 元利金を合算し、一口の明細として自動継続 いたします。

#### 11. 支払時の取扱い

確定拠出年金法およびご加入の確定拠出年金規約 に基づいた事由(給付または預け替え)により、 払い戻しいたします。

複数の預金明細があり、預け替え等で支払いを 行う場合は、支払時からみて満期日が遅く到来 するものから順に支払いを行うこととします。

#### 12. 中途解約時の取扱い

満期日前に解約する場合、下記①②のいずれか 低い方の利率を中途解約利率として計算した お利息とともに払戻しいたします。

- ①解約日における普通預金利率
- ②約定利率×10%(小数点第4位以下切捨て)

#### 13. 一部解約の取扱い

確定拠出年金専用定期預金については元金の一部 を解約することが出来ます。ただし、満期前での 解約の場合は、中途解約利率が適用されます。

#### 14. 手数料

預入れ支払い等に関する手数料はございません。

### 15. 持分の計算方法

本商品の加入者ごとの持分についての計算は元金によるものとします。なお、加入者の個人別持分は記録関連運営管理機関により計算・管理されています。

#### 16. セーフティネットの有無

当該預金は預金保険制度の対象商品です。

#### 17. 利益の見込みおよび損失の可能性

解約の申し出のない限り、預入日(または継続日)から1年後の満期日に約定利率で計算したお利息を元金に組み入れて、自動継続します。また、中途解約した場合でも、所定の中途解約利率により計算したお利息と元金を払い戻します。商品提供機関(南都銀行)の破綻時において、預金保険制度の保護範囲を超える元金およびお利息については保護されないおそれがあります。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、 当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該預金の勧誘を目的とするものではありません。

### スーパー定期1年

本商品は元本確保型の商品です

### 商品概要

# 安心

確定拠出年金専用の 元本確保型運用商品です 預金保険の対象となります

# 便利

お預入れ期間は1年ですいつでも中途解約ができ、 元本の一部支払いも可能です

# 確実

お預入れ時の金利は満期日 まで変わりません 中途解約時には中途解約 利率が適用されます

# 有利

ご預金のお利息については、 非課税扱いとなります。

## 仕組み

